

Title	慶應義塾図書館所蔵『日次記』と徳川吉宗
Sub Title	Hinamiki (日次記) owned by Keio Library, and produced under Tokugawa Yoshimune
Author	中島, 圭一 (Nakajima, Keiichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	2022
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.90, No.2/3 (2022. 5) ,p.1 (131)- 69 (199)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20220500-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾図書館所蔵『日次記』と徳川吉宗

中島圭一

はじめに

二条良基編と伝えられ、「九曆」「台記」「玉葉」「玉薬」など撰閲家の日記を軸に、欠ける年次を「為房卿記」「兵範記」「山槐記」「東進記(三長記)」「明月記」など家司その他の日記で補って概ね年次順に配列した『日次記』については、石田実洋による論及に加え、蓬左文庫典籍研究会によってその成立時期や写本系統に関する研究が近年進み、中近世における日記の蒐集・書写の様相を探るうえで恰好の素材としてアプローチする基盤が整えられてきている(石田二〇〇二、吉田ほか二〇一九)。慶應義塾図書館にも『日次記』の一本が所蔵されており、二〇一八年に三田メディアセンター・スペシャルコレクション担当から依頼を受けた筆者は、二〇二

一年にかけてその調査・整理にあたった。慶應本は『日次記』原本を編纂した二条家の旧蔵にかかり、また写本成立に関わる史料にも恵まれてその経緯が判明することから、以下にできるだけ詳しく紹介するとともに、『日次記』の史料価値についても一言したい。

一 慶應義塾図書館所蔵『日次記』の概要

慶應本『日次記』は、甲・癸の一〇の桐箱に納めた『日次記』二二〇冊に、二つの小さな桐箱に納めた『日次記目録』一〇冊を加えた二三〇冊からなり、五箱(と目録の箱一つ)ずつ入る長持が二つ付属する。¹⁾甲・丙・癸の箱には、和紙の袋に綿を詰めたクッションが現存し、中で冊子が動くのを防いでいる。廣瀬憲雄の分類に従えば十千分類本の系統に属すが(吉田ほか二〇一九)、東



图1 『日記』甲箱



图2 『日記』長持

山御文庫本や水戸徳川家本に付属する「日次記考証」は伴わない。

各冊とも標色はなだの表紙に、例えば甲箱第一冊であれば

「日次記 一 甲」などと題箋が付された、縦二八・七×横

二二・〇センチメートル、四つ目綴の袋綴冊子で、「日次

記」本体は半丁八行の木版刷罫紙に一行概ね一七字、

「日次記目録」は白紙に半丁八行、一行一六〜一八字程

度で書写されている。各冊に収められた書目の名称は、

「日次記目録」にはまとめて掲げられているものの、一

部を除いて冊子本体には記されていない。筆跡は冊ごと

に区々で、中には字が著しく稚拙なものや、甲十八のよ

うに前半と後半とで筆跡が異なる冊もある。また、後掲

の【付属資料1】が記す通り、異本による校訂が確認で

きる冊もあり、特に甲十五は校合に異本を少なくとも二

種用いている。ただし、「日次記」全体を通して見れば

誤脱が甚だ多く、決して善本とは言えない。

目録の箱には各五冊の目録に加えて「日次記目録 自甲

至戊 五冊」の箱に左掲の【付属資料1・2】が、「日次

記目録 自己至癸 五冊」の箱に【付属資料3】が現状では

納められており、後者の「日次記惣目録」から現在の長

持・箱・冊構成がおそらく本来の形と考えられる。

【付属資料1】（大奉書紙折紙、包紙あり）

日次記 二百二十冊

目録 十冊

共二百三十冊

右従古来有之候日次記を

為原本、且以別本令校合

文字之異并脱文等ハ

傍ニイ文字を注書加之

候事、

一、壬ノ五十六ニ承久二年

十月と十一月月附之

前後と相見候事、

先年二條家今来ル日次記

年号等不詳候故古来合

在之日次記と認候事

以上

【付属資料2】（折紙、付属資料1の包紙に同封）

日次記

甲之箱目録一冊

甲之本二十五冊之

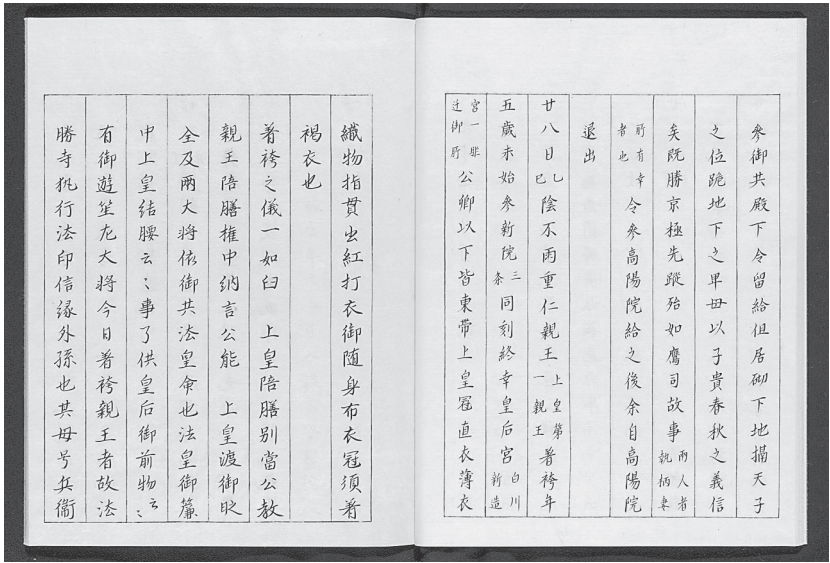


图3 『日次記』甲十八

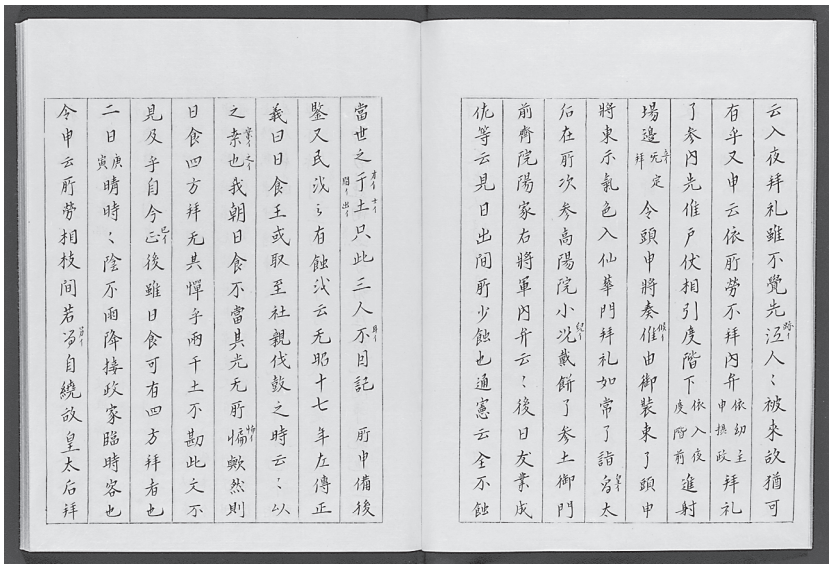


图4 『日次記』甲十五

參御共殿下令留給但居砌下地搦天子
 之位跪地下之早母以子貴春秋之義信
 矣既勝京極先蹤殆如鷹司故事兩人者
執柄者
 遂出前百
者也令參高陽院給之後余自高陽院
 廿八日巳陰不雨重仁親王上皇弟
一親王著袴年
 五歲未始參新院三
茶同刻給幸皇后宮白川
新造
 宮一罪公卿以下皆東帶上皇冠直衣薄衣
 過御所
 織物指貫虫紅打衣御隨身布衣冠須着
 褐衣也
 著袴之儀一如白 上皇陪膳別當公教
 親王陪膳權中納言公能 上皇渡御暇
 全及兩犬將依御共法皇命也法皇御簾
 中上皇結腰云：事了供皇后御前物之
 有御遊坐尤犬將今日著袴親王者故法
 勝寺執行法印信縁外孫也其母号兵衛

云入夜拜礼雖不覺先時入：被來故猶可
 有乎又申云依前勞不拜内弁依切主
申撰政拜礼
 了參内先催戸仗相引度階下依入夜
度階前進射
 場死定
拜遂死定令頭申將奏准由御裝束了頭申
 將束示氣色入仙華門拜礼如常了詣宮太
 右在祈次參高陽院小况戴餅了參土御門
 前齋院陽家右將軍内弁云：後日友業成
 仇等云見日出間祈少蝕也通憲云全不蝕
 當世之事
時于土事
時只此三人不目記 祈申備後
 整又及次之有蝕云云无昭十七年左傳正
 義曰日食王或取至社親伐數之時云：以
 之事
時亲也我朝日食不當其光无祈備敵然則
 日食四方拜无其憚乎兩干土不記此文不
 見及乎自今事
時之後雖日食可有四方拜者也
 二日庚
寅晴時：陰不雨降接致家臨時容也
 令申云祈勞相枝間若事
時自繞故皇太后拜

内五冊入

天覽

目錄 十冊二箱

但五冊一箱充双方

長持二入

共二百三十冊

添書 一通

但内箱ニ自甲至戊と有之

方之長持目錄箱之内ニ入

鑰 一二箱

以上

【付属資料3】（大奉書紙折紙、包紙ウハ書「日次記惣目

録 一通）

日次記

甲 二十五冊

乙 二十三冊

丙 二十冊

丁 十九冊

戊 十七冊

右一箱充五箱

一長持二入

巳^三 二十冊

庚 二十冊

（以下見返し）

辛 二十一冊

壬 二十八冊

癸 二十七冊

右同断

凡十箱 二百二十冊

慶應義塾図書館所蔵『日次記』と徳川吉宗

右の三点のほか、戊箱に【付属資料4】、庚箱に【付

属資料5】、壬二十八の墨付四四丁袋綴内に【付属資料

6】、癸函に【付属資料7】があり、【付属資料4・7】

から慶應本の制作は江戸期に遡るとみられる。⁽⁴⁾

【付属資料4】（半丁九行罫紙）

康平五年 後冷泉天皇即位之十七年頼義之時

同六年鶴岡始建宮 凡^(棟)一六百八十年 七百四十年

八百年

同八年八月二日治曆ト改元 右大臣頼宗薨

治曆三年建平等院 同後冷泉天皇崩壽四十四

五（一三五）

延久元年 後三條天皇即位 同五年天皇崩四十一

同六年八月廿日承保_ト改元 白河天皇即位

同四年十一月十七日 承曆_ト改元

同五年二月十日 永保_ト改元 同二年賴義卒

同四年二月七日 應徳_ト改元 同三年後拾遺集成ル

同四年四月七日 寛治_ト改元 堀河天皇即位白河院太子也

自應徳三年至今安政四丁年迄七百七十二年也、

水左之記者從康平五年至應徳三年迄

二十五年之間畧日記中間有錯亂、

自康平五年至今安政四年七百九十六年ニ成

康平六年二月十六日賴義猷貞任重任之首僣伏所隨

文科大學長文學博士坪井九馬三

(東京帝國大學文科大學長印)

公爵二條基弘殿

一日次記目錄 二箱十冊

一日次記 自元暦二年 六冊

一日次記 自文治三年 二十冊

至建久九年

【付屬資料6】(斷簡)

□芎

壹両 黄蓮

三両 鹿角膏

【付屬資料5】(史料編纂掛野紙、上部に文科大学史料編

纂掛朱割印)

(朱卷)
「史第二二〇號」

貴藏ノ日次記目錄并ニ日次記永々借用大日

本史料ノ参考上裨益ヲ得候コト尠カラズ深謝

致候今般入用相濟候ニ付左記之通り返進候

間御檢収被下度候此段御挨拶旁申進候也

明治三十七年九月一日

東京帝國大學

【付屬資料7】(包紙)

□□□

慶應

卯歲

右掲の【付屬資料5】からは、目錄一〇冊、己十一

く十九(玉葉)のうち六冊、己二十く辛十五(玉葉・明

月記など)のうち二〇冊を、東京帝國大学文科大学史料

編纂掛が公爵二条基弘から借用したことが明らかであり、

慶應本が二条家旧蔵であることが判明する。返却が明治三七年（一九〇四）なので、借用書目からみて一九〇二年刊行開始の『大日本史料』第四編の編纂のためであろう。ただし、前述のように善本とは言い難いためか、史料編纂掛における複本作成の形跡はない。その後、慶應義塾にはおそらく一九五七年に、『二条家内々御番所日記記』全四二十余冊などと同時期に入ったものと考えられている。

二 二条家新写本『日次記』の制作

もともと二条家で編纂された『日次記』の原本は江戸時代の火事で失われたことが知られており、慶應本が同家旧蔵だとすれば、廣瀬の写本系統図の「二条家本（新）」に当たることになる（吉田ほか二〇一九）。この写本については『幕府書物方日記』から制作の経緯が判明するので、以下に詳しくみておこう（本節における年月日のみの典拠はすべて大日本近世史料『幕府書物方日記』）。

元文三年（一七三八）五月十九日、側衆加納久通より書物奉行（同日の詰番は深見有隣）に対し、「先年二条家から写して御蔵に紅葉山文庫にある『日次記』につ

いて、二条家の「先年」回禄に火災に際して「本書」が焼失したことから、「此度」二条家より「御蔵の御本御写」を下されるよう願出があったことが知らされた。先行研究は『日次記』原本焼失を一七三八年とするが、「先年回禄」とあるので誤りである。家康の下で行われた紅葉山文庫本『日次記』の筆写まで同じく「先年」と表現することから焼失年代を絞るのは難しいが、「二条家回禄已後、一度写候而被遣候様二覚候など申説」があると加納が述べているので、かなり遡るとみられる。二条家が火元となった万治四年（一六六一）正月十五日の火災がまずは候補となるが（『隔實記』同日条ほか）、この時は文庫二棟が焼け残っており、むしろその十五年近く後に二条家の文庫と伝来文書・記録を焼き尽くした延宝三年（一六七五）十一月二十五日の大火の可能性が高い（橋本一九九八）⁶。

焼失から相当の年月を経たこの時期になって、なぜ二条家は写本の制作・下賜を願ひ出たのであろうか。当主の二条宗熙は先の『幕府書物方日記』の記事から一ヶ月後の六月十八日に死去してしま⁷うが、その異母姉舎子（のちの青綺門院）が女御となつた桜町天皇は朝儀復興に熱心で、踐祚・即位から三年後のこの年、將軍徳川吉

宗の支援を得て大嘗祭を復活させる。本来、書物方は若年寄支配であり、実際、新写本制作の方針が固まった後は若年寄本多忠統・目付大岡忠征・能勢頼一書物奉行という指揮系統で事業の管理がなされるが、それまでは五月十九日に書物奉行を呼び出した加納久通を初め、側衆小笠原政登・小性目賀田威など吉宗側近から指令が下されており、將軍自身の関与が濃厚である。したがって、天皇・將軍ないしその周辺のルートが使われた蓋然性は高く、桜町天皇の踐祚・即位、翌年の舎子への女御宣下、大嘗祭復活に向けた朝幕交渉などを通じてこのルートが開かれたことで二条家からの働きかけが実現し、朝儀復興に協力的な吉宗がこれに応じたものと想像される。

書物方の側で『日次記』の件を主に担当したのは、奉行の桂山義樹と前出の深見有隣である。⁸⁾加納・目賀田ら將軍側近の指示で、五月十九日から二十五日にかけて過去の書物方における写本作成の有無や紅葉山文庫本の書写年代の確認、そして小納戸本との対応関係の照合にあたった後、二十七日に若年寄の本多から二条家のための写本制作の命令が下ったことを伝えられると、総紙数を墨付一一九七七枚と見積もり(同二九九日条)、料紙の選定・調達(同日条以下)や毛引⁹⁾罫線の印刷(六月六

日条以下)の手配を進めていく。並行して二人は紅葉山文庫本と小納戸本との校合を開始し¹⁰⁾(五月晦日条)、城内での勤務日だけでなく、自宅にも持ち帰って作業を進め(十月十八・二十二日条など)、翌元文四年(一七三九)六月二十五日に完了する。大量の校合の労に対して、同年十二月十八日には桂山・深見それぞれに金三枚ずつが下賜された。

さて、校合を済ませた冊がある程度まとまると、印刷した野紙を添えて、目付またはその下で「写之御用掛り」を務める徒目付に提出され、「書写之者」へ回された(元文三年六月十九・二十四日条など)。新写本完成後の寛保元年(一七四二)五月二十一日「日次記惣冊数等しらへ」にあたった「御徒目付其外書写之者共」として徒目付野間胤名・山上与一左衛門、目付能勢頼一与力の中尾平八郎、徒衆佐々木庄五郎・河津治右衛門らの名が見え、書写を担当したメンバーが判明する。野間とともに「写之御用掛り」であった徒目付の風祭国辰も、おそらくこれに加えてよかるう(元文三年六月十九日条)。メンバーのうち中尾平八郎は特に能筆だったのか、「日次記」「日次記目録」のあわせて一二の箱蓋の銘も担当している(寛保元年四月朔日条)。

最後に「日次記目録」が「書写方」に回され（元文五年四月十一日条）、元文六年二月二十三日に新写本がひとまず完成して書物方に引き渡されると、翌日から同年（改元で寛保元年）四月七日にかけて「再吟味」「再考」⁽¹⁾底本との校合の記事が散見し、これと並行して冊子表紙の仕様・料紙の選定（同年二月八日条以下）、⁽¹²⁾「仕立」⁽¹²⁾製本にあたる書物師の入札（同十一日条）、そして落札した書物師出雲寺文之丞と配下の細工人による製本が進められ（三月十五日条以下）、三月二十九日には外題の貼付まで完了する。また、『日次記』を収める箱や長持についても、三月三日に定まった仕様を五日に指物屋の加川半四郎へ伝え、翌日には見本も渡して製作にあたらせ、二十八日に納品された後も、不具合の修理を重ねている（同二十九日条以下）。

この間、料紙の選定や供給には加納久通・目賀田成らが関わっており（元文三年五月二十九日・六月七日・七月七日条、同四年十月十一日条）、先に推測した將軍自らの関与を傍証する。新写本表紙の仕様を決めるに際しても、見本として紅葉山文庫の『康富記考異』卷之一が目賀田の許に届けられ、返却までに数日を要しており、吉宗の裁可を得たものとみられる（元文六年二月八日・

十三日条）。箱・長持についても「御伺」を経て（同十六日条）、加納の書付の形で「一、内箱ハ桐白木、紐付ケハ四方ニ而無之、常躰並之通ニ方ニ紐通シ、二通り充明ク、鴨目煮黒め絹真田之緒ニ可仕事、但四方下之金物ニ者不及候ノ一、目録箱も桐白木ニ箱ニ致シ、双方長持江一充可入事ノ一、長持桐さつと春慶ニ塗可申事」と詳細な指示が下されている（寛保元年三月三日条）。他にも折々に將軍の「御好ミ」が書物奉行に伝達されており（元文三年五月二十九日条、寛保元年四月一・十四日条など）、【付属資料1・3】に当たると思しい「添書」の文面や料紙から（寛保元年五月十三日条）、箱の空間を埋める「詰物」⁽¹³⁾クツションの仕様にまで及ぶ（同二十三日条）。その意味において、慶應本『日次記』は將軍吉宗の新写事業への熱意と、彼の好み・センスを体現する品と言えよう。

最終的には寛保元年五月二十一日に「日次記」甲以下三箱と「日次記目録」二箱を「奥」で見分した上で、翌日から詰物などを用意して二十五日に荷造りを済ませ、賄頭に引き渡したが、その後については『書物方日記』で追うことができない。

三 慶應本からみた『日次記』

『日次記』に収録された記録はすべて刊本のある史料で、比較的流布している書目が多い（稿末の表を参照）。しかも既述のように誤脱が甚だ多く、全体としては善本と言いつてもいいのだが、既に廣瀬憲雄が指摘しているように既存の刊本の誤りを正せる部分もあるので（廣瀬二〇二一）、慶應本の調査過程で気づいた点を以下に掲げておく。

まず『台記』では、廣瀬が紹介した仁平元年正月十六・十七日条（乙十四）のほかにも、甲十三の康治元年五月二十二日条末尾の「又有北斗拜」、甲二十三の久安三年二月十三日条「此人而不長寿焉」と「大臣平生語曰」の間の「、、、亦」、乙七の別記久安六年正月四日条に四ヶ所の行頭補書「非它用巡方玉帶隨在可用也」（刊本二九頁上段一〇——二行にあたる位置）「太相過南後不練歩」（同じく三一頁上段三—四行）「余自兩樹間不練歩」（同四—五行）「時也座上無人々」（同じく三二頁上段一—二行）、乙十三の別記仁平元年八月十日条（同じく七〇頁下段五行）の行頭補書「若宮神宝／一長横神馬／一疋同引參」、乙十七の別記仁平二年

正月二十五日条末尾「亥刻許高陽院臨幸為覽明日儀也」、乙十八の別記仁平三年十一月二十九日条「廿九日寅入夜降雨」など、増補史料大成本の脱文を補える箇所が見える。『明月記』でも、自筆本を欠く寛喜二年四月十八日条（壬二十七）には刊本にない行頭補書「隆親卿儲于此家」が存在する。また、『玉葉』を収める庚十五の中で建久五年九月二十二日条（ただし廿三日と誤記）はいずれの刊本にもないが、他の記録からの竄入の可能性もある。このほか、『玉葉』のうち癸十二に収める嘉禎三年正月記が思文閣出版本より善本とみられるなど、個別には既存の刊本の校訂に資する巻が確認できる。

他方、『兵範記』では自筆本の仁安四年二月一日条に残る七文字を丙七で「虫損歟」と表現しており、しかも同じ箇所が史料大成本でも欠字となっていることから、自筆本から分かれて流布し、虫損に遭った写本が『日次記』の祖本と考えられる。『玉葉』では丁三の承安四年二・三月記と庚十三の文治五年春夏記抄出が、各日条を複数に切り分けて各々に年月日を付しており、何らかの史書を編纂する準備作業に用いた写本がソースと思しい。また全体を通じ、通常の日次記の中で何らかの行事や儀式の記述がある日において、日付の前に年月の記載があ

る例も散見し、別記や部類記に当該記事を切り出す作業の痕跡かとも想像される。『日次記』の成立過程については、いくつかの巻に遺された本奥書などを手がかりに手嶋大侑が詳細に検討しているが（吉田ほか二〇一九）、日記本文にも考察の材料は埋もれている。

なお、冷泉時雨亭叢書『翻刻明月記』は、自筆本を欠く部分の底本に東山御文庫本『日次記』を用いている場合があるが、壬十九の承久二年冬記ならびに癸六の文暦二年春記については慶應本との小異が散見し、慶應本の方が正しい箇所も存在する。同じ紅葉山文庫本を写した兄弟関係にあっても、目につく程の字句の相違が書写者によって生じているのであり、『日次記』の研究においては諸本間の異同の確認も不可欠である。『日次記』との共通性を丸山裕美子も指摘する『歴代残闕日記』は（吉田ほか二〇一九）、その影印本における字配りや破損・虫損による欠落が『日次記』と不自然なまでに一致し、編者の堀直格（幕末の須坂藩主、なお浦野二〇〇一参照）が『日次記』ないしその抄写本を利用した蓋然性は高いが、慶應本と比較すると小異も散見し、それらが祖本の『日次記』に由来する可能性が低くない。『日次記』諸本の研究は、こうした記録の伝本系統や愛書家間

の交流関係を明らかにする手がかりも提供してくれよう。

おわりに

以上、雑駁な紹介に終始したが、慶應本『日次記』はその制作過程をつぶさに物語る史料に恵まれ、記述内容と現物を突き合わせた検討が可能であり、書写事業を推進した將軍吉宗の「御好ミ」をも現代に伝える貴重な近世写本と言える。平安・鎌倉期の古記録の研究においても一定の価値を有しており、様々な学術的視角から活用していただければ幸いである。

註

- (1) 甲ノ癸の桐白木箱の法量は三三×二五・七×二三・三センチメートル、「日次記目録」の桐白木箱は三三×二五・八×六センチメートル、桐春慶塗の長持は一四四×三九×三八・五センチメートル。
- (2) 異本との校合を示す「イ」注記の有無にかかわらず、校訂註は多くが本文と同筆とみられる。なお、後註(8)・(9)を参照。
- (3) 料紙の呼称は『幕府書物方日記』寛保元年五月十三日条による。
- (4) ただし【付属資料4】が言及する「水左記」の記事は『日次記』の中に極めて少なく、癸二「朝親行幸部類」に

「堀川左府記」から、癸二十七「行幸院御贈物事」に「堀河左記」から抄出があるのみである。

- (5) 藤實一九九三、吉田ほか二〇一九など。この説はおそらく近藤守重「右文故事」巻之一(「近藤正齋全集」二、国書刊行会、一九〇六年)に由来するが(臼井和樹氏のご教示による)、「又御文庫旧記二元文三年五月十九日二条家火災ニカ、リ日記焼失セルニヨリ御文庫ノ本ヲ謄写シテ送ラルヘキコトヲ請ハル」という記述において、近藤自身は「元文三年五月十九日」という日付を「二条家火災」ではなく「請ハル」にかけるつもりで記した可能性が高い。

- (6) 以上、『日次記』原本の焼失年代については、吉田一彦氏のご教示による。

- (7) 家督は九条家出身の宗基が十二歳で継ぐが、二条家は宗熙祖母の栄子内親王(靈元天皇皇女で桜町天皇大伯母)が中心となって支えていた(橋本一九九九)。

- (8) 寛保元年四月十九日以降は深見の「引込」により、川口信友に交代する。

- (9) 元文三年五月二十三日程の記述から、小納戸本『日次記』は都合一〇〇冊で鑑付の桐白木箱に納められており、「玉海」「玉葉」「玉葉」「台記」「台記別記」を収録していたことが判明する。臼井二〇一八によれば、国立公文書館に現存する内閣文庫本の「玉葉」(請求番号161-109)「玉葉」(162-37)「玉葉鈔」(特24-8)「台記」(161-54)に当たるといふ。

- (10) 慶應本の「日次記」二二〇冊の中で、【付属資料一】

のいう「別本」で校訂して「イ」の注記があるものが一三冊あり、その収録書目は小納戸本『日次記』と一致するようだが、廣瀬・芝田二〇二一によれば、丙五・十八・十九・二十ならびに庚十一のいずれも「玉葉」には明らかに他の異本も校訂に用いているという。この点、第一節で触れたように複数の異本を校訂に用いた形跡がある事実と整合的である。他方、筆写完了後の寛保元年三月十八日から小納戸本「兵範記」三十冊とも校合しているが、丙七・十の「兵範記」に「イ」注記はなく(うち丙十は「日次記目録」が「兼實記」「玉葉」とする)、同じく平信範の日記である乙六は「台記別記」の書名で知られていた書なので「イ」注記は「日次記」の方の小納戸本との校合であろう。すなわち小納戸本「兵範記」との校合は「イ」注記を生じさせなかったとみられる。なお、慶應本における「イ」注記の校訂注は基本的に本文と同筆とみてよさそうであり、まず桂山・深見が紅葉山文庫本に書き入れたうえで、これを「書写之者共」が筆写したと考えられる。

- (11) 前註で触れた「イ」注記のものに加えて、無印の校訂注もほとんどが本文と同筆とみられ、紅葉山文庫本にもとも存在した傍註である可能性が高い。これ以前の蓬左文庫本や東山御文庫本などの写本制作(吉田ほか二〇一九、あるいは『本朝通鑑』の編纂などへの利用(藤實二〇〇六)の機会に付されたものであろうか。したがって、元文六/寛保元年の「再考」「再吟味」において、書写の誤りはほとんど見出されなかったものと思われる。

(12) 出雲寺文之丞については藤實一九九三を参照。なおこれより先、前出の料紙野線の版本製作と印刷にあたったのは、先代の出雲寺文次郎であった(元文三年六月九日条以下)。

【主要参考文献】

石田実洋「『明月記』延宝奥書本をめぐって―一条兼輝・霊元院の『明月記』書写と二条良基編『日次記』―」(『日本歴史』六四七、二〇〇二年)
白井和樹「『玉葉』をさがせ―楓山秘閣玉海搜探―(小原仁編『変革期の社会と九条兼実―玉葉』をひらく) 勉誠出版、二〇一八年)
浦野都志子「『歴代残闕日記』について」(『汲古』三九、二〇〇一年)
太田克也・藤原重雄「徳大寺家本『執政神斎類要』(撰政関白神斎法)」(『東京大学史料編纂所紀要』三〇、二〇二〇年)
小川剛生「二条良基」(吉川弘文館、二〇二〇年)
廣瀬憲雄「名古屋市蓬左文庫所蔵『日次記』の紹介」(『日本歴史』八七三、二〇二一年)
廣瀬憲雄・芝田早希「二条家本系『日次記』諸写本の比較と写本系統」(『愛大史学―日本史学・世界史学・地理学―』三〇、二〇二一年)
橋本政宣「即位灌頂と二条家」(『近世公家社会の研究』吉川弘文館、二〇〇二年、初出(上)一九九八年・(下)一九九九年)

慶應義塾図書館所蔵『日次記』と徳川吉宗

藤實久美子「紅葉山文庫の管理と書物師出雲寺家」(『近世書籍文化論』吉川弘文館、二〇〇六年、初出一九九三年)
吉田・廣瀬・木村・手嶋・松蘭・鳥居・丸山・浅岡・芝田「蓬左文庫本『日次記』の基礎的考察―書物の書写・贈与・相続をめぐる公家と武家―」(名古屋市立大学大学院人間文化研究所『人間文化研究』三二、二〇一九年)

【付記】倉持隆氏を初めとする慶應義塾三田メディアセンタ―・スペシャルコレクション担当の方々には『日次記』の調査と図版提供に多大な便宜を計らっていただき、また吉田一彦氏を初めとする蓬左文庫典籍研究会の方々、ならびに白井和樹氏には多くのご教示をいただいた。記して御礼を申し上げます。なお、本稿は同研究会主催のシンポジウム「蓬左文庫本『日次記』をめぐる公家と武家Ⅱ―『日次記』写本の成果から―」における口頭報告をもとにしている。また、本稿を故石田実洋氏の霊前に捧げる。石田氏に慶應本をお見せしてご意見を賜ることが叶わなかったのは痛恨の極みである。

墨付 丁数	刊 本	摘 要
32	大日本古記録九曆	校訂あり、要目あり、朱筆で要目を傍書・勾点・脱字補書
22	群書類従第7輯・公事 部	校訂あり(2種?)
7	歴代残闕日記巻15、時 範記逸文集成	虫損あり、歴代残闕日記と字配りがほぼ同じ
29	歴代残闕日記巻15(寛 治二年記・玄記)、群書 類従第25輯・雑部(寛治 二年記)、大日本史料三 之一(寛治二年記・為房 脚記)、時範記逸文集成	校訂あり、要目あり、「玄記」に墨勾点、歴代残闕日記と字配りが(空白まで含めて)ほぼ同じ
14	歴代残闕日記巻16(匡 房記(原註光俊記))	14日条「右大弁・予・宰相中将〈保〉」「右大弁并予」から記主は大江匡房、歴代残闕日記と字配りが(空白(行)まで含めて)ほぼ同じ
17	大日本史料三之五	7/24条に要目あり、巻首に「七月 八月 九月／十月 十一月 十二月」
75	大日本史料三之七	為房脚記に朱筆で要目(大日本史料底本のものすべてに、さらに相当数加わる)、7/1・8/17・10/1条に年月記、顕隆脚記冒頭(墨付66丁表)8/17条に年月記
14	歴代残闕日記巻20(法 性寺関白藤忠通記(玉 林))	巻首に記事目録(正/1・28に加えて本文を欠く12/25も)、歴代残闕日記と字配りが(巻首の記事目録まで含めて)不自然に同じ
40	歴代残闕日記巻20(師 元記・参議平実親脚 記)、増補史料大成中右 記七・大日本古記録 (中右記)	校訂あり(親本の字形を模写)、歴代残闕日記と字配りが(空白(行)まで含めて)ほぼ同じ、歴代残闕日記刊本が中右記を最終行のみ収めているのも本冊と同じ、1丁裏7行目では脱字を行末に記して挿入箇所を本文中に挿入符で指示
9	増補史料大成長秋記一	

箱	冊	日次記目録による書名	本体の書名等	日記名と内容	記録期間
甲	1	日次記〈自天曆元年正月／至天徳元年正月〉 師輔記 甲一	〈九条右丞相之記／号九曆〉	九曆抄：日次記抄出	天曆元(947)/正/~天徳4(960)/4/
甲	2	日次記 治暦四年七月 師實記 甲二		江記：後三条院御即位記	治暦4(1068)/7/21・23
甲	3	日次記 寛治二年三月 師通記 甲三		時範記（寛治二年記）：石清水臨時祭別記	寛治2(1088)/3/23・24
甲	4	日次記 寛治二年十二月 師通記 甲四		時範記（寛治二年記）・為房卿記（大府記）・玄記（季仲卿記）	寛治2(1088)/12/14・16・17・21・25・27=時範記、同9・14・16・21・25・27=為房卿記、同20=玄記
甲	5	日次記 寛治八年四月 經實記〈参議〉甲五		江記（匡房卿記）：師実・師通賀茂詣別記	寛治8(1094)/4/5・12・13・14
甲	6	日次記 康和二年〈自七月／至八月〉甲六		為房卿記	康和2(1100)/7/1~8/3
甲	7	日次記 康和五年〈自七月／至十一月〉甲七	為房記・（日記名なし）	為房卿記・顯隆卿記：立坊別記ならびに関連日次記事抄出	康和5(1103)/7/1-4・15・20-24・26・8/17・28-30、8/1・4-7・9-12・14-22・24-29、9/1・3・5・6、10/1・3・9・12・21・22・25・27-29、11/1・6・8-11・13・18・23・29、12/1・10・16・26・28・30、8/17-19・27、10/12・21
甲	8	日次記 保安四年正月 忠通記 甲八		法性寺関白記：日次記抄出	保安4(1123)/正/1・28
甲	9	日次記 保安四年二月 忠通記 甲九	（日記名なし）・師元記・入道右府記・實親朝臣記	法性寺関白記・師元記・中右記・参議平実親卿記：崇徳天皇即位別記	保安4(1123)/2/19
甲	10	日次記 天治元年正月 甲十	師時卿記	長秋記：二条殿行幸記事抄出	天治元(1124)/正/5

16	歴代残闕日記巻 21	校訂あり、各日条に年月記、歴代残闕日記と字配りが（空白まで含めて）ほぼ同じ
21	増補史料大成台記別記一・（続々群書類従五）	イ本校訂あり、最初の 2/2 条の外に 2/13 条にも年月記
79	増補史料大成台記一	校訂・イ本校訂あり、5/22 条末尾「又有北斗拜」は史料大成本になし、10/15 条に按文「今按實子後冷泉后」、本奥書「弘和三年五月廿日於榮山行宮加一／見了、于時小雨灑／以自筆曆記寫出之 小時建曆二年／十月四日巳刻書了 同廿八日深更／校了／建武五年後七月廿日加一見了／殊勝々々 権大納言（二条良基？）／正平廿一年十月十三日一見了右大臣／此日住吉殿歸參者也」
31	増補史料大成台記別記一	校訂あり、月記脱
96	増補史料大成台記一	校訂あり、イ本校訂あり（少なくとも 2 種）
12	増補史料大成台記別記一	校訂あり、指図 1 丁半あり
52	増補史料大成台記一	校訂あり
48	増補史料大成台記一	前半 23 丁と後半 25 丁で筆跡が異なる、十一月を「十月」と誤る
57	増補史料大成台記一	校訂あり、2/4 条末尾「々」・3/23 条末尾「云々」・4/28 条末尾「也」は史料大成本になし
45	増補史料大成台記一	校訂あり

甲	11	日次記 大治二年七月 甲十一		大外記師遠朝臣記 (鯨珠記・外師 記)：鯨珠関係記 事抄出	大治2(1127)/7/10、6/17、 6/7、6/1、5/26
甲	12	日次記 長承四年二月 甲十二		頼長任大将記(知 信朝臣記)：頼長 任大将関係記事抄 出	長承4(1135)/2/2・8・ 13・15・17・25
甲	13	日次記 康治元年〈自 正月／至十二月〉頼長 記〈内大臣正二位〉甲 十三	康治元年〈壬 戌〉／生年廿三	台記	康治元(1142)/正/～12/
甲	14	日次記 康治元年 頼 長記〈内大臣正二位〉 甲十四	康治元	台記：大嘗会別記	康治元(1142)/11/16
甲	15	日次記 康治二年〈自 正月／至十二月〉頼長 記〈内大臣正二位〉甲 十五	康治二年曆記	台記	康治2(1143)/正/～12/
甲	16	日次記〈別記〉甲十 六／康治二年正月 頼 長記〈内大臣正二位〉	康治二年別記 〈癸亥〉 生年廿 四	台記：賭弓別記	康治2(1143)/正/18
甲	17	日次記 康治三年〈自 正月／至六月〉頼長記 〈内大臣正二位〉甲十 七	康治三年〈春 夏／甲子歳〉改 元天養 生年廿 五	台記	康治3(1144)/正/～6/
甲	18	日次記 天養元年〈自 七月／至十二月〉頼長 記〈内大臣正二位〉甲 十八	天養元年〈秋冬 甲子歳 生年廿 五)	台記	天養元(1144)/7/～12/
甲	19	日次記 天養二年〈自 正月／至六月〉頼長記 〈内大臣 正二位〉甲 十九	天養二年春夏 〈七月廿二日改 元元久安／乙丑 歳〉 生年廿六	台記	天養2(1145)/正/～6/
甲	20	日次記 天養二年〈自 七月／至十二月〉頼長 記〈内大臣 正二位〉 甲二十	天養二年秋冬 〈久安元年也)	台記	天養2(1145)/7/～12/

44	増補史料大成台記一	校訂あり
47	増補史料大成台記一	校訂あり、史料大成本にない11/13条行間補書「雅通宗成例先駈失英雄之名乎」あり
78	増補史料大成台記一	校訂・イ本校訂あり、1/11条「十一日〈乙亥〉」（記事なし）は史料大成本になし、2/3条「法皇始熊野精進云々」を朱筆の〔 〕で囲う（小中村本に倣うか、史料大成本参照）、2/13条「此人而不長壽焉」と「大臣平生語曰」の間に「ゝゝゝゝゝゝゝゝ亦」（史料大成本199頁下段3行目）、3/6条と3/7条の間に「久安三年三月依小瘡久不出仕日有申着陣叟」（もと要目?）、3/30条に要目あり
77	増補史料大成台記別記一	校訂・イ本校訂あり、読書始記(12/12条)の史料大成本12/11条は誤り
77	増補史料大成台記一	校訂・イ本校訂あり、7/8条末尾は紅葉山文庫本・久松本・尊経閣本・小中村本と同じ、刊本にない10/29条末尾「云々」あり
62	増補史料大成台記一	校訂・イ本校訂あり、正/2条後半本文「記」を校訂した「訛イ」は尊経閣本・小中村本が該当（紅葉山文庫本は「流」）
32	増補史料大成台記別記一	校訂・イ本校訂あり
59	増補史料大成台記一	校訂・イ本校訂あり
41	増補史料大成台記別記一	校訂あり

甲	21	日次記 久安二年〈自正月／至六月〉頼長記〈内大臣正二位〉甲廿一	久安二年具注曆 曰 丙寅歲 生年二十七	台記	久安2(1146)/1/ ~6/
甲	22	日次記 久安二年〈自七月／至十二月〉頼長記〈内大臣正二位〉甲廿二	久安二年	台記	久安2(1146)/7/ ~12/
甲	23	日次記 久安三年〈自正月／至六月〉頼長記〈内大臣正二位〉甲廿三	久安三年曆 丁卯歲 凡三百五十五日／生年廿八	台記	久安3(1147)/正/ ~6/
甲	24	日次記〈別記〉甲廿四／久安三年〈自三月／至十二月〉頼長記	久安三年別記〈丁卯〉生年廿八	台記：忠実七十賀別記・官政別記・官政別記・近衛天皇読書始別記	久安3(1147)/3/27・28、4/1、10/2、12/12
甲	25	日次記 久安三年〈自七月／至十二月〉頼長記〈内大臣正二位〉甲廿五	久安三年曆、丁卯歲、凡三百五十五日〈生年廿八〉	台記	久安3(1147)/7/ ~12/
乙	1	日次記〈頼長記 于時内大臣正二位〉乙一／〈自久安四年正月／至于六月〉	久安四年 戊辰歲 凡三百八十四日、生年二十九	台記	久安4(1148)/正/ ~閏6/
乙	2	日次記〈頼長記 于時内大臣正二位〉乙二／〈自久安四年七月／至于八月〉	久安四年〈起七月三日／盡八月八日〉	台記：多子入内別記 1	久安4(1148)/7/3・11-13・16-20・27-28、8/1-3・7-8
乙	3	日次記〈頼長記 于時内大臣正二位〉乙三／〈自久安四年七月／至于十二月〉	久安四年曆 戊辰歲 凡三百八十四日／〈生年廿九〉	台記	久安4(1148)/7/ ~12/
乙	4	日次記〈頼長記 于時内大臣正二位〉乙四／婚記〈自久安四年八月／至于十二月〉	婚記卷第二／久安四年〈起八月九日／盡十二月廿四〉	台記：多子入内別記 2	久安4(1148)/8/9~12/24

21	増補史料大成台記別記一	正/6条末尾「謹言」脱
83	増補史料大成台記別記二	校訂・イ本校訂あり、10/25条冒頭に要目「成樂院西御堂供養事 久安五年十月」、指図2点(罫紙3行分+白紙2丁)あり
38	増補史料大成台記別記二	校訂・イ本校訂あり、史料大成本にない行頭補書が墨付1丁裏に「非它用巡方玉帯隨在可用也」(位置は刊本29頁上段10-11行)・8丁表に「太相過南後不練歩」(刊本31頁上段3-4行)「余自兩樹間不練歩」(同4-5行)・12丁表に「時也座上無人々」(刊本32頁上段11行)、指図2点(半丁+1丁)あり
71	増補史料大成台記二	校訂・イ本校訂あり
38	増補史料大成台記別記一	校訂あり、2/28条に行間補書「件几帳入内夜輦車具几帳也、無此輦具几帳、仍用之」・3/10条に同「今具輦車」(史料大成本になし)、日給簡ならびに袋の書様3丁(うち半丁空白)あり
41	増補史料大成台記二	校訂・イ本校訂あり、6/22条は2ヶ所の朱字校訂に墨書で「イ」を加筆、東山御文庫本にある要目なし
37	増補史料大成台記二	校訂・イ本校訂あり
32	増補史料大成台記二	校訂・イ本校訂あり、12/25条行間に要目「関白加冠事」

乙	5	日次記〈頼長記 于時左大臣従一位〉乙五／婚記〈自久安五年正月／至同六年正月〉	婚記卷第三〈起久安五年正月一日／盡同六年正月九日〉	台記：多子入内別記 3	久安5(1149)/正/1~6/正/9
乙	6	日次記〈自久安五年七月／至十一月〉乙六		兵範記：日次記(師長元服記事を含む)	久安5(1149)/10/1~11/30
乙	7	日次記〈頼長記 于時左大臣従一位〉乙七／久安六年正月／冠記〈有作法詳也〉	冠記中／久安六年／正月小〈起一日／四日〉	台記：近衛天皇元服別記	久安6(1150)/正/1-4
乙	8	日次記〈頼長記 于時左大臣従一位〉乙八／〈自久安六年正月／至三月〉	久安六年曆 庚午歳 凡三百五十四日／生年三十一	台記	久安6(1150)/正/ -3/
乙	9	日次記〈頼長記 于時左大臣従一位〉乙九／婚記〈自久安六年／正月至三月〉	婚記卷第六／久安六年〈起正月十九／尽三月八日〉	台記：多子入内別記 4	久安6(1150)/正/19~3/8
乙	10	日次記〈頼長記 于時左大臣従一位〉乙十／〈自久安六年四月／至六月〉		台記	久安6(1150)/4/ ~6/
乙	11	日次記〈頼長記 于時左大臣従一位〉乙十一／〈自久安六年七月／至于九月〉	旧題箋? 「日次記〈自久安六年七月／至于九月〉十一〈乙〉」(墨付1丁目に挟む)	台記	久安6(1150)/7 ~9/
乙	12	日次記〈頼長記 于時左大臣従一位〉乙十二／〈自久安六年十月／至十二月〉		台記	久安6(1150)/10/ ~12/

71	増補史料大成台記別記二	校訂・イ本校訂あり、久安 6/10/12・13・22 に要目、史料大成本にない久安 6/10/12 条末尾「日」あり、史料大成本にない行頭補書が仁平元 /6/10 条に「若宮神宝／一長横神馬／一疋同引参」（位置は刊本 70 頁下段 5-6 行）、行列図 9 丁（うち半丁白紙）あり、「槐御記」仁平元 /8/10 条に年月記
51	増補史料大成台記二	校訂・イ本校訂あり、6 日条に「久安七年」と傍注、史料大成本にない 16 日条末尾「別記／内覽後始見吉叟申慶叟置文殿叟」～17 日条本文「十七日己丑 未時直衣参院、依召入簾中良久談語、及昏退下、詣統子内親王家、次参内、夜深退出、法皇賜笏五枚仰日、爲亥（實イ）子息之用所賜也、又賜手書、禪閣曰、左大臣無隨身徒然見給者、禪閣奏恐悦由」あり
75	増補史料大成台記別記二	校訂・イ本校訂あり
35	増補史料大成台記二	校訂・イ本校訂あり
72	増補史料大成台記二	校訂・イ本校訂あり、史料大成本にない巻頭部分末尾（割書のうち「久兼」の後）「不」あり、史料大成本にない正/25 条末尾「亥刻許高陽院臨幸為覺明日儀也」あり
94	増補史料大成台記別記二	校訂あり、史料大成本にない 11/29 条「廿九日〈甲寅〉入夜降雨」あり、行列図等 12 丁余あり
64	増補史料大成台記二	校訂あり、欠損多（祖本上部破損か）、各月記の下に史料大成本にない干支あり、5/25 条冒頭 1 行欠落で前日条に追い込む、7 月記の前に「仁平四年」とあって祖本は夏記・秋記が別冊、7/4 条末尾に史料大成本にない「云々」、8/24 条（1 行）欠落、8/29 条末尾に史料大成本にない「皇后宮」の 3 字あり、8/16 条を 8/17 条と誤る
36	増補史料大成台記二	校訂・イ本校訂あり、7/1 条を 7/3 条と誤る、本奥書「正和四年三月九日於中〔β + 宛〕（院イ）蓬屋／抄出－爲子孫也、於小僧者／光明真言之外不可有／他念歟員（矣イ）／弟子圖〔ハ + 里〕（宜）」

乙	13	日次記〈頼長記 于時左大臣従一位〉乙十三／〈自久安六年十月／至仁平元年八月〉／春日詣事	春日詣部類記卷第十 宇治左府／宇治左府〈仁平元年十日（月カ）内覧〉／仁平元年八月十日丁丑／槐御記〈委細〉右入省略／同三年十一月廿八日辛亥／槐御記	台記・「槐御記」： 頼長春日詣別記	久安6(1150)/10/12・13・17・22・28、11/3、仁平元(1151)/4/23、6/20・26、7/5・18・26・27、8/5-11、仁平元(1151)/8/10・11
乙	14	日次記〈頼長記 于時左大臣従一位〉乙十四／久安七年正月		台記	久安7(1151)/正/
乙	15	日次記〈頼長記 于時左大臣従一位〉乙十五／仁平元年別記	仁平元年別記／隆長元服	台記：隆長元服別記・同春日祭使別記	仁平元(1151)/正/5・21・2/16・21・10/9・15・29・11/1・8~15
乙	16	日次記〈頼長記 于時左大臣従一位〉乙十六／〈自仁平元年二月／至三月〉		台記	仁平元(1151)/2/ ~3/
乙	17	日次記〈頼長記 于時左大臣従一位〉乙十七／仁平二年正月	(イ「巻首闕」)	台記：頼長正月大臣大饗別記	仁平2(1152)/正/11・15・19・24~27
乙	18	日次記〈頼長記 于時左大臣従一位〉乙十八／〈自仁平三年四月／至十二月〉		台記：頼長春日詣別記	仁平3(1153)/4/28・5/7・6/7・8/8・17・9/8・10・15・11/4・11・12・14・15・17・21-29・12/1
乙	19	日次記〈頼長記 于時左大臣従一位〉乙十九／〈自仁平三年四月／至九月〉／穢事		台記	仁平4(1154)/4/1~9/29
乙	20	日次記〈頼長記 于時左大臣従一位〉乙二十／〈自仁平三年七月／至九月〉		台記	仁平3(1153)/7/ ~9/

39	増補史料大成台記二	校訂・イ本校訂あり、「正月大」に「十月廿八日改元久壽」と傍注、1/4条に要目、1/5条日付に「仁平四年」と傍注、1/5条末尾は史料大成本のような欠損なし、1/14条本文にイ本の表記を取り込む
34	増補史料大成台記二	校訂・イ本校訂あり、5/24条(1行)欠落、6/8条に朱棒線、6/21条末尾に史料大成本にない「祇」あり
30	増補史料大成台記二	校訂・イ本校訂あり、8/21条に朱筆校訂あり、7/25-30・8/1-3・5-7条に要目、8/29条末尾に大成本にない「皇后宮」の3字あり
57	増補史料大成台記二	校訂・イ本校訂あり、10/21条後半「無諷誦過夜半事訖」に傍注「佛眼眞之表白讀願文揚新寫論題歸命」(史料大成本になし)、史料大成本と同じく11/16条の前に月記「十一月小」、11/19条の日付に傍書で年月記「久壽元十一」
36	増補史料大成台記別記二	校訂・イ本校訂あり
51	増補史料大成台記二	校訂・イ本校訂あり
46	増補史料大成台記二	校訂・イ本校訂あり、7/28条末尾に大成本にない「忠追候」あり、「九月大」の下の干支を「丙巳」と誤る、9/1条の干支を「丙巳」と誤る、「十一月小」の下の干支が史料大成本と異なる「戊子」、11/27条の干支を「辛申」と誤る、12/3条の日付を「二日」と誤る
100	国書双書刊行会編玉葉第一、図書寮叢刊九条家本玉葉一	校訂・イ本校訂あり

乙	21	日次記〈頼長記 于時左大臣従一位〉乙廿一／仁平四年正月	仁平四年 甲戌 歳 凡三百五十五 日 未年三十五	台記	仁平4(1154)/正/
乙	22	日次記〈頼長記 于時左大臣従一位〉乙廿二／〈自久壽元年四月／至六月〉	久壽元年夏	台記	仁平4(1154)/4/ ~6/
乙	23	日次記〈頼長記 于時左大臣従一位〉乙廿三終／〈自久壽元年七月／至九月〉	久壽元年秋	台記	仁平4(1154)/7/ ~9/
丙	1	日次記目録 丙一／〈自久壽元年十月／至于十二月〉頼長記		台記	仁平4(久壽元) (1154)/10/11~12/
丙	2	日次記目録 丙二／〈久壽二年／四月〉頼長記		台記：頼長賀茂詣別記	久壽2(1155)/4/3・5・13・17~20
丙	3	日次記目録 丙三／〈自久壽二年四月／至六月〉頼長記		台記	久壽2(1155)/4/ ~6/
丙	4	日次記目録 丙四／〈自久壽二年七月／至十二月〉		台記	久壽2(1155)/7/ ~12/
丙	5	日次記目(録脱) 丙五／〈長寛二年十月／仁安二年自正月至十二月〉兼實記		玉葉：日次記抄出	長寛2(1164)/閏10/17・ 仁安元(1166)/10/10・ 11/3・12/5・22・2(1167)/ 正/16・20・28・2/8・11・ 3/23・4/4・5・18・19・ 30・5/1・3・5・15-17・ 21・23-26・6/5・6・16・ 22・26・7/13・14・ 16-19・21-24・26・27・閏 7/14-16・19・24・26・ 8/15・27・9/9・15・21・ 26・27・30・10/1・6・8・ 9-11・13・15・18・21・ 25-30・11/1・3・6・ 8-12・15・16・27・29・ 12/4・6・8-10・25

72	国書双書刊行会編玉葉第一、図書寮叢刊九条家本玉葉一	校訂・イ本校訂あり、正/1・14・16・2/7・8条に朱書で合点・要目、指図2点(半丁+1丁)あり、刊本にある11/13・14条なし(→丙8)
53	増補史料大成兵範記四、陽明叢書人車記四(自筆本写真)	校訂あり、2/5条に朱書で要目、2/14条裏書に墨書で要目、2/1条の自筆本に残る7字を「虫損歟」と表現(刊本もハコ)、19日条(76字)に無改行で20日条を追い込む
8	国書双書刊行会編玉葉第一、図書寮叢刊九条家本玉葉一	両日条ともに年月記あり
29	国書双書刊行会編玉葉第一、図書寮叢刊九条家本玉葉一	校訂・イ本校訂あり
53	増補史料大成兵範記五	校訂あり
62	国書双書刊行会編玉葉第一、図書寮叢刊九条家本玉葉一	校訂・イ本校訂あり、朱筆で合点・要目(冒頭～正/16条、2/12～21条、2月の要目は1行ドリ)、墨書で要目(正/28条～2/8条)、正/19条に無改行で正/20条を追い込む、正/23条(廿一日と誤記)に正/24条を追い込む、3/11条に無改行で日付脱の3/12条を追い込む、3/29条欠
72	国書双書刊行会編玉葉第一、図書寮叢刊九条家本玉葉一	校訂・イ本校訂あり、4/4・11-13・17・22・24-28・閏4/1-2・5-11・13-14・18・21-22・24-26・28-5/4・7-9・12・22・24・30-6/1・5・8・15(九条家本のみ)-16・21・24-25・28・7/2・7・11・18-19・21・8/1-2・6・11・13・16-18・22・9/2・4・12・16・22・24・10/1・3・10・14・26・28・11/2・8-12・14・17-19・21・28・12/1-3・5-8・12-13・15-16・18(九条家本のみ)・24-25条(記事はいずれもごく簡略)欠、4/21条欠(該当箇所空白1行)、閏4/12・15・16の最初の2行弱を重複して筆写、5/25条末尾「酉刻事了云々」脱、10/6条末尾「的云々／公舜法印・長光朝臣等来談、入夜参女院御方」脱、10/7条末尾1行「今夜中御門中納言宗家来、借今物忌也」脱、10/13条記事冒頭「晴、不出行、昨今物忌也」脱、10/17条記事冒頭「晴、不出行」脱、10/18条末尾「入夜月明」脱、10/24条記事冒頭1行「朝小雨、午後晴、長光朝臣来談」脱、10/27条末尾1行「清輔朝臣来談」脱、九条家本の10/30条記事冒頭「晴、不出行、公舜法印来談」脱、九条家本の12/23条記事冒頭「不出行」脱、12/22条を21日条と誤る

丙	6	日次記目録 丙六／ 〈自仁安三年正月／至 十二月〉兼實記		玉葉	仁安3(1168)/正/1-4・6・ 14・16・28・2/2・7-9・ 11・15-17・19・21-23・ 26-29・3/1・2・4・8・9・ 11-16・8/4・11/24・ 12/25-30
丙	7	日次記目録 丙七／ 〈仁安四年／二月〉		兵範記	仁安4(1169)/2/
丙	8	日次記目録 丙八／ 〈仁安／三年〉		玉葉：日次記抄出	仁安3(1168)/11/13・14
丙	9	日次記目録 丙九／ 〈自嘉應元年正月／至 十二月〉兼實記		玉葉：日次記抄出	嘉應元(仁安4)(1169)/ 正/1・2-4・7・4/10・ 6/17・11/19・12/23-25・ 28・29
丙	10	日次記目録 丙十／ 〈嘉應元年／十月〉兼 實記		兵範記	嘉應元(1169)/10/
丙	11	日次記目録 丙十一／ 〈自嘉應二年正月／至 三月〉		玉葉	嘉應2(1170)/正/ -3/
丙	12	日次記目録 丙十二／ 〈自嘉應二年四月／至 十二月〉兼實記		玉葉	嘉應2(1170)/4/ -12/

71	国書双書刊行会編玉葉第一、図書寮叢刊九条家本玉葉一	校訂・イ本校訂あり、朱筆で要目、正/9-12・15・17・20-21・23-2/1・4・6-7・12-13・20・22・28-29・3/4・10-13・17-19・21-22・24・27条（記事はいずれもごく簡略）欠
75	国書双書刊行会編玉葉第一、図書寮叢刊九条家本玉葉一	校訂・イ本校訂あり、墨書で合点(12/14条)、4/1-4・6-7・9・13・15・18-19・28-5/3・6・8・12-13・15・17-18・6/1-4・6-7・9・11・14-19・23-24・27・7/1-2条（記事はいずれもごく簡略）欠、4/26・6/29・7/16・10/14条（記事はいずれも短い）脱、4/10条末尾「今日甚雨」脱、4/24条（記事なし）を改行なしで4/23条に追い込む、4/27条末尾割註「韻陽唐也」脱、8/25条天候・末尾「良久談掃了」脱、10/18末尾「邦綱卿煩二禁云々、仍訪、返報云、（以下九条家本のみ）医師重長・憲基等申無殊事之由、仍療治微々之間有小増、仍加灸治了云々」脱、10/21条末尾「今夕高松院還給白川殿云々、今日所勞頗宜、仍可方達參女院御方御棧敷屋」脱、11/24条冒頭「今日家中有犯土事、仍參女院御所、資長卿參上、余相逢、談衆事、良久退出了」脱
73	国書双書刊行会編玉葉第一、図書寮叢刊九条家本玉葉二	校訂・イ本校訂あり、1/2条末尾「指図在別」2/11後半「御堂図在別」として九条家本の指図を欠く、本奥書「正平十一年六月五日一見了／関白在判」
47	国書双書刊行会編玉葉第一、図書寮叢刊九条家本玉葉二	校訂あり、4/28条に墨書で要目、九条家本の4/15条末尾「於他家者～入夜歸了」脱、九条家本と同じく6/22・23条をそれぞれ廿一日・廿二日と誤る
85	国書双書刊行会編玉葉第一、図書寮叢刊九条家本玉葉二	校訂・イ本校訂あり、朱筆で合点・要目、8/30・9/7条（いずれも記事は短い）欠、9/16条末尾「不憚之故也」脱、10/4条を五日庚子と誤る、10/7条の後に「乾道八年」、10/8条に年月記あり、刊本にない10/16条あり（記事は「今日参内」のみ）、11/19条と年月記のある11/19条（本来は別記？）の間に「承安二年十一月廿一日」、12/1-4条は国書双書刊行会本第2本・九条家本系統
78	国書双書刊行会編玉葉第一、図書寮叢刊九条家本玉葉二	校訂・イ本校訂あり、12/1-4条は国書双書刊行会本所収第1本系統、12/11条の日付の前に「一」、12/13条は九条家本系統、12/27条脱（国書双書刊行会本と同じ）、閏12/12条を「廿二日」と誤る
78	国書双書刊行会編玉葉第一、図書寮叢刊九条家本玉葉二	校訂・イ本校訂あり、墨書で合点、正/1条冒頭「鶏鳴拝天地四方（如恒）」脱、刊本にない正/13条末尾「如例」あり、刊本が「廿一日」と誤る2/20条を正しく「廿日」と表記、3/3条末尾「撰政昨日相共室家被向宇治、依一切経会也」脱、5/9条欠（記事はごく簡略）、刊本にない5/13条末尾「也」あり、九条家本にある6/14条欠、6/15条を「十四日」と誤る、6/29条を「廿八日戊子」と誤る
56	国書双書刊行会編玉葉第一、図書寮叢刊九条家本玉葉二	校訂あり、7/19条に肩書で年月記、9/13条を「廿三日」と誤る

丙	13	日次記目録 丙十三／ 〈自嘉應三年正月／至三月〉兼實記	嘉應三年〈歲次辛卯〉二月廿一日改元〈承安〉	玉葉	嘉應3(1171)/正/ -3/
丙	14	日次記目録 丙十四／ 〈自嘉應三年四月／至承安元年十二月〉兼實記 〈于時右大臣〉	嘉應三年 四月廿一日改元承安	玉葉	嘉應3(1171)/4/ - 承安元 /12/
丙	15	日次記目録 丙十五／ 〈自承安二年正月／至三月〉兼實記		玉葉	承安2(1172)/正/ -3/
丙	16	日次記目録 丙十六／ 〈自承安二年四月／至六月〉兼實記	承安二年夏 歲次壬辰	玉葉	承安2(1172)/4/ -6/
丙	17	日次記目録 丙十七／ 〈自承安二年七月／至十二月〉兼實記		玉葉	承安2(1172)/7/ -12/4
丙	18	日次記目録 丙十八／ 〈自承安二年／十二月〉	承安二年冬〈十二月／閏十二月〉	玉葉	承安2(1172)/12/ - 閏12/
丙	19	日次記目録 丙十九／ 〈自承安三年正月／至六月〉兼實記		玉葉	承安3(1173)/正/ -6/
丙	20	日次記目録 丙二十終／ 〈自承安三年／至九月〉兼實記	承安三年秋	玉葉	承安3(1173)/7/ -9/

46	国書双書刊行会編玉葉第一、図書寮叢刊九条家本玉葉二	校訂あり、朱筆で合点、10/21条に年月記、12/16条に指図半丁あり、九条家本に欠く12/19条冒頭「女院御方舍利講如恒」あり
6	国書双書刊行会編玉葉第一、図書寮叢刊九条家本玉葉三	校訂あり、1/1条中途（国書双書刊行会本339頁上段8行目、九条家本11頁9行目）の文章途中で記事中絶
37	国書双書刊行会編玉葉第一、図書寮叢刊九条家本玉葉三	校訂あり、各日条すべて年月記あり（記事内容に即して分割掲出の場合は分割する毎に年月日）=史書編纂準備の切り分け作業？、2/1条冒頭「天晴、知詮阿闍梨來」脱、2/6条記事を3分割で掲出、2/12条3分割、2/16条4分割、2/17条2分割、2/18条2分割、2/19条3分割、2/21条2分割・刊本にある末尾「余謁女房退出了」脱、2/23条2分割、2/24条4分割・刊本にある第2部分末尾～第3部分冒頭「賜雜例二卷、立部注加近例等、可進之由仰之了、頼業退出了、次」脱、2/25条2分割、2/26条4分割・再構成、2/27条3分割・刊本にある第1部分末尾「清輔來、暫談話退出了」脱、2/28条2分割、2/29条冒頭部分を重複掲出、2/30条2分割、3/1条冒頭「參女院御所」脱、3/2条を「承安四年三月廿日」と誤る、3/7条2分割、3/8条2分割、3/9条2分割、3/10条2分割、3/13条3分割、3/19条4分割、3/26条2分割
61	国書双書刊行会編玉葉第一、図書寮叢刊九条家本玉葉三	校訂・イ本校訂あり、刊本にある5/24・6/22条欠（いずれも記事はごく簡略）、刊本にない6/1・3・7/9・11条末尾「也」あり、9/13条記事の順序相違、9/21条末尾「鬱之云々」脱、10/1条は9/25以来の念誦三十万遍終功の記事のみ本冊に収録
70	国書双書刊行会編玉葉第一、図書寮叢刊九条家本玉葉三	校訂あり、12/1・4条に朱筆で合点・要目、10/1条は前冊に収めた「三十万遍終功了」と末尾「不出行」脱、刊本にある10/4・12条欠（いずれも刊本では記事数行あり）、刊本にある10/17条冒頭「為方違參女院御所」脱、刊本にある11/8条末尾「今日還御大内云々」脱、11/13条に刊本11/12・13両条を収載、12/21条に年月記（皇嘉門院新造御所御渡記事）
79	国書双書刊行会編玉葉第一、図書寮叢刊九条家本玉葉三	校訂あり、朱筆で合点・要目、正/4条記事の順序相違、正/17条末尾に翌日条冒頭「長光朝臣參來」を重複掲出、3/7条末尾に指図2丁

丁	1	日次記目録 丁一／ 〈自承安三年十月／至十二月〉兼實記〈于時從一位／右大臣〉	承安三年冬	玉葉	承安 3(1173)/10/ -12/
丁	2	日次記目録 丁二／ 〈承安四年正月〉兼實記〈于時從一位／右大臣〉	承安四年春上 歲次甲午	玉葉	承安 4(1174)/正/1
丁	3	日次記目録 丁三／ 〈自承安四年二月／至于三月〉兼實記〈于時從一位／右大臣〉		玉葉	承安 4(1174)/2/ -3/
丁	4	日次記目録 丁四／ 〈自承安四年四月／至九月〉兼實記〈于時從一位／右大臣〉	承安四年夏	玉葉	承安 4(1174)/4/ -10/1
丁	5	日次記目録 丁五／ 〈自承安四年十月／至十二月〉兼實記〈于時右大臣〉	承安四年冬	玉葉	承安 4(1174)/10/1-12/
丁	6	日次記目録 丁六／ 〈自承安五年正月／至于三月〉兼實記〈于時右大臣〉	承安五年春 歲 次乙未	玉葉	承安 5(1175)/正/ -3/

47	国書双書刊行会編玉葉第一、図書寮叢刊九条家本玉葉三	校訂あり、4/20 条末尾「信季参上、申侍拝賀之間事」脱、刊本にない 5/18 条末尾「状」あり、刊本にない 6/13 条行頭補書「可重問有子妾妻先亡者如何」あり、6/26 条末尾「可參陣者」脱、6/28 条末尾「了」の前約 1 行分脱、本奥書「建武五年六月十日加一見了 権大納言良基／正平十一年九月十四日重加一見了 關白教基／正平十一年四月廿五日一見了 内大臣教頼／元中元年六月八日進一見了 關白長／正平九年四月廿六日加一見了 左近大将教基」
66	国書双書刊行会編玉葉第一、図書寮叢刊九条家本玉葉三	校訂あり、7/4-6 条に朱字で要日・合点
55	国書双書刊行会編玉葉第一、図書寮叢刊九条家本玉葉三	校訂あり、12/8 条に年月記（京官除目記事）、12/27 条末尾「昨日奏報」脱
99	国書双書刊行会編玉葉第一、図書寮叢刊九条家本玉葉四	校訂あり、1/11 条に年月記（女叙位記事）・指図 1 丁 +3 行分あり、1/27 条には本条と別に年月記を伴う条あり（春除目執筆関連記事、1/28-30 条及び兼実自身による奥書と合わせた春除目別記の一部か）、1/28 条に指図 3 行分あり、月末の兼実による春除目別記奥書末尾には刊本が載せる「在判」欠
89	国書双書刊行会編玉葉第一、図書寮叢刊九条家本玉葉四	校訂・イ本校訂あり、2 月の記事に朱筆・3 月に墨書で合点、2/21 条に年月記（後白河院御賀試案記事）、3/4 条に年月記（3/4-6 後白河院五十御賀別記か）、刊本にない 3/4 条末尾「賀宴装束〈東山御所南殿／世謂之法住寺殿〉」あり、本奥書「正平十九年十一月廿日重披見了」
48	国書双書刊行会編玉葉第一、図書寮叢刊九条家本玉葉四	校訂・イ本校訂あり、刊本にある 3/16 条末尾「中宮御方御出〈二色〉」なし、3/25 条に年月記（官奏記事）、刊本にある 3/25 条の指図を欠く
39	国書双書刊行会編玉葉第一、図書寮叢刊九条家本玉葉四	校訂・イ本校訂あり、6/30 条に朱筆で合点、刊本にある 4/15 条欠（記事はごく簡略）、刊本にない 5/27 条あり（「辛未今日結願也」+刊本 5/26 条前半にあたる「早旦覺乗得業来、明日朝座問者也、無殊失云々、同夕座問者証兼〈三井寺〉所作之間万人含咲云々、去年又如此、此人自今以後不可被召歟」）
60	国書双書刊行会編玉葉第一、図書寮叢刊九条家本玉葉四	校訂あり、朱筆で合点・要日、7/11 条を「二日」と誤る、九条家本の 7/24 条末尾「被定初七日御誦経御使云々〈上卿實國卿云々〉」を 7/25 条冒頭に
103	国書双書刊行会編玉葉第一、図書寮叢刊九条家本玉葉四	校訂・イ本校訂あり、12/17・27 条に朱筆で要日、11/30 条の途中 8 行分の脱落を末尾に補う、12/16 条に続けて改行せずに 12/18 条を追い込んだ後から 12/17 条を行間補書

丁	7	日次記目録 丁七／ 〈自承安五年四月／至 于六月〉兼實記〈于時 右大臣〉	承安五年夏	玉葉	承安 5(1175)/4/ -6/
丁	8	日次記目録 丁八／ 〈自承安五年七月／至 于安元元年九月〉兼實 記〈于時右大臣〉	承安五年秋 〈八月廿九日改 元／安元々年〉	玉葉	承安 5(1175)/7/ -安元元 / 閏 9/
丁	9	日次記目録 丁九／ 〈自安元元年十月／至 十二月〉兼實記〈于時 右大臣〉	安元元年冬 歲 次乙未	玉葉	安元元(1175)/10/ -12/
丁	10	日次記目録 丁十／ 〈安元二年正月〉兼實 記〈于時右大臣〉	安元二年 歲次 丙申	玉葉	安元 2(1176)/正/
丁	11	日次記目録 丁十一／ 〈自安元二年二月／至 于三月〉兼實記〈于時 右大臣〉	安元二年春中 〈二月〉 歲次丙 申（※三月記 冒頭に「安元二 年／三月上」）	玉葉	安元 2(1176)/2/ -3/10
丁	12	日次記目録 丁十二／ 〈安元二年三月〉兼實 記〈于時右大臣〉	安元二年春下 歲次丙申	玉葉	安元 2(1176)/3/11-3/
丁	13	日次記目録 丁十三／ 〈自安元二年四月／至 六月〉兼實記〈于時右 大臣〉	安元二年夏 歲 次丙申	玉葉	安元 2(1176)/4/ -6/
丁	14	日次記目録 丁十四／ 〈自安元二年七月／至 九月〉兼實記〈于時右 大臣〉	安元二年穰 歲 次丙申	玉葉	安元 2(1176)/7/ -9/
丁	15	日次記目録 丁十五／ 〈自安元二年十月／至 十二月〉兼實記〈于時 右大臣〉	安元二年冬	玉葉	安元 2(1176)/10/ -12/

76	国書双書刊行会編玉葉第二、図書寮叢刊九条家本玉葉五	校訂あり、正/12条に朱筆で合点・要目、2/11条1行分脱落を行間補書
93	国書双書刊行会編玉葉第二、図書寮叢刊九条家本玉葉五	校訂あり、朱筆で合点・要目、刊本にある5/29条冒頭「天晴、人伝云、大衆奪取明雲之後、近日有沙汰事等」脱、6/24条冒頭6行のみで以下欠
40	国書双書刊行会編玉葉第二、図書寮叢刊九条家本玉葉五	校訂あり、朱筆で合点・要目・校訂、7/15条までを欠く
64	国書双書刊行会編玉葉第二、図書寮叢刊九条家本玉葉五	校訂あり、朱筆で合点・要目、11/28条を「廿四日」と誤る、12/26条の脱落部分を行間補書
97	国書双書刊行会編玉葉第二、図書寮叢刊九条家本玉葉五	校訂あり、朱筆で合点・要目、第1丁裏は記事目録（表は記入なし）、正/5条一部朱筆（九条家本に同じ）、正/23条の冒頭記事の後に年月日・干支・天候（24-28と合わせて除目別記か）、本奥書「應永十三年八月十三日夜（丑一點）於燈本書寫之畢、／内大臣／可校合」
65	増補史料大成山槐記二	校訂あり？、墨書で要目、6/17条の日付・干支に続けて年月日・天候（巖島社奉幣使発遣記事）
120	国書双書刊行会編玉葉第二、図書寮叢刊九条家本玉葉六	校訂・イ本校訂あり、10/29（晦日）条に年月記（九条良通春日祭使出立記事）、11/30条末尾「内議可尋記也」脱
53	国書双書刊行会編玉葉第二、図書寮叢刊九条家本玉葉六	校訂あり、12/4条に墨書で要目、12/15条に朱筆で合点・要目、12/15条に年月記（言仁親王立坊記事）、12/28条に年月記（九条良通叙三位拝賀記事）
86	増補史料大成山槐記二	校訂あり、正/20・30条に墨書で要目、正/1条欠
103	国書双書刊行会編玉葉第二、図書寮叢刊九条家本玉葉六	校訂あり、正/17条に朱筆で要目、正/17-19条に墨書で要目、正/17条に指図2行分、正/18・19条途中にそれぞれ空白行、刊本にない「題之以學文」が2/9条末尾に

丁	16	日次記目録 丁十六／ 〈自安元三年正月／至三月〉兼實記〈于時右大臣〉	安元三年春 歲次丁酉	玉葉	安元3(1177)/正/ -3/
丁	17	日次記目録 丁十七／ 〈自安元三年四月／至于六月〉兼實記〈于時右大臣〉	安元三年 夏 歲次丁酉	玉葉	安元3(1177)/4/ -6/24
丁	18	日次記目録 丁十八／ 〈自安元三年七月／至于九月〉兼實記〈于時右大臣〉	安元三年秋下 〈治承元年也〉 丁酉	玉葉	安元3(1177)/7/16- 治承元/9/
丁	19	日次記目録 丁十九／ 〈自治承元年十月／至十二月〉兼實記〈于時右大臣〉	治承元年冬 丁酉歲	玉葉	治承元(1177)/10-12/
戊	1	日次記目録 戊一／ 〈自治承二年正月／至三月〉兼實記〈于時右大臣〉	治承二年春 歲次戊戌	玉葉	治承2(1178)/正/ -3/
戊	2	日次記目録 戊二／ 〈自治承二年五月／至六月〉兼實記〈于時右大臣〉		山槐記	治承2(1178)/5/ - 閏6/
戊	3	日次記目録 戊三／ 〈自治承二年十月／至十一月〉兼實記〈于時右大臣〉	治承二年冬	玉葉	治承2(1178)/10/ -11/
戊	4	日次記目録 戊四／ 〈治承二年／十二月〉兼實記〈于時右大臣〉	治承二年冬下 戊戌	玉葉	治承2(1178)/12/
戊	5	日次記目録 戊五／ 〈治承／二年〉兼實記〈于時右大臣〉		山槐記	治承2(1178)/正/
戊	6	日次記目録 戊六／ 〈自治承三年正月／至三月〉兼實記〈于時右大臣〉	治承三年 己亥 (※二月記冒頭に「治承三年春下〈二三月〉歲次己亥」)	玉葉	治承3(1179)/正/ -3/

33	国書双書刊行会編玉葉第二、図書寮叢刊九条家本玉葉六	刊本にある4/8条行頭補書欠、刊本にある5・6月清原頼業記冒頭の「頼業記／治承三年」脱
26	国書双書刊行会編玉葉第二、図書寮叢刊九条家本玉葉六	校訂あり
100	国書双書刊行会編玉葉第二、図書寮叢刊九条家本玉葉六	校訂あり、11/13・19条に墨書で合点、九条家本にある10/25条指図欠、11/5条に年月記（九条良経任侍従拝賀記事）、12/14条に年月記（九条良通右大将拝賀記事）、九条家本にある12/14条の指図欠（途中の1行空白の位置にあるもの）、刊本12/21条末尾の「此日関白初度上表云々～又有官奏云々（左大臣）」脱、12/26条に年月記（内裏穢中行幸勤例記事）
82	国書双書刊行会編玉葉第二、図書寮叢刊九条家本玉葉七	校訂あり、朱筆で合点
73	国書双書刊行会編玉葉第二、図書寮叢刊九条家本玉葉七	校訂あり、2/21条に年月記（讓位記事）、刊本にある2/21条の指図欠、3/5条に傍書で年月記（行間補書「攝政言（字？）治入事」、近衛基通宇治下向記事）、刊本にある3/8条1行日末尾「明日定左府…」～3/11条「先上皇報書勅答、源大納言為上卿、即为勅使参院」脱
87	国書双書刊行会編玉葉第二、図書寮叢刊九条家本玉葉七	校訂あり、刊本にない4/6条末尾「了」あり、刊本にある4/14・5/29条欠（いずれも記事は簡略）、4/22条に年月記（安徳天皇即位記事）
112	国書双書刊行会編玉葉第二、図書寮叢刊九条家本玉葉七	校訂・イ本校訂あり、巻首に目録あり、朱筆で合点・要目、8/28条を「十八日」と誤る、刊本にある9/22条欠、刊本の10/3条後半「九月十五日被始、今年延引也」脱・「傳聞、熊野合戦謬説云々」が10/4条・「又」脱・「傳聞関東事已及大事」が10/5条、刊本の11/25条末尾「木津殿云々…」～11/26日条冒頭「…仍不着御」脱、刊本の12/1条末尾「又追落甲賀入道～」脱
76	国書双書刊行会編玉葉第二、図書寮叢刊九条家本玉葉七	校訂・イ本校訂あり、3月記の前に目録あり

戊	7	日次記目録 戊七／ 〈自治承三年四月／至 于六月〉兼實記〈于時 右大臣〉	治承三年夏	玉葉	治承3(1179)/4/ -6/
戊	8	日次記目録 戊八／ 〈自治承三年七月／至 九月〉兼實記〈于時右 大臣〉	治承三年秋 歲 次己亥	玉葉	治承3(1179)/7/ -9/
戊	9	日次記目録 戊九／ 〈自治承三年十月／至 十二月〉兼實記〈于時 右大臣〉	治承三年冬〈十 月・十一日(月 カ)〉己亥 歲 (※十二月記冒 頭に「治承三年 冬下 歲次己 亥」)	玉葉	治承3(1179)/10/ -12/
戊	10	日次記目録 戊十／ 〈自治承四年／正月〉兼 實記〈于時右大臣〉	治承四年春上 〈正月〉 歲次庚 子	玉葉	治承4(1180)/正/
戊	11	日次記目録 戊十一／ 〈自治承四年二月／至 于三月〉兼實記〈于時 右大臣〉	治承四年春下 歲次庚子	玉葉	治承4(1180)/2/ -3/
戊	12	日次記目録 戊十二／ 〈自治承四年四月／至 六月〉兼實記〈于時右 大臣〉	治承四年夏 〈上〉 歲次庚子 (※五月記冒頭 に年記、六月記 冒頭に「治承四 年夏下 歲次庚 子」)	玉葉	治承4(1180)/4/ -6/
戊	13	日次記目録 戊十三／ 〈自治承四年七月／至 十二月〉兼實記〈于時 右大臣〉	治承四年穰 歲 次庚子(※十 月記冒頭に「治 承四年冬 歲次 庚子」、十二月 記冒頭に「治承 四年冬下」)	玉葉	治承4(1180)/7/ -12/
戊	14	日次記目録 戊十四／ 〈自治承五年二月／至 三月〉兼實記〈于時右 大臣〉	※三月記冒頭 に「治承五年春 下 辛丑」	玉葉	治承5(1181)/2/ -3/

83	国書双書刊行会編玉葉第二、図書寮叢刊九条家本玉葉七・八	校訂・イ本校訂あり、朱点・朱線あり、朱筆で合点、巻首に目録あり、刊本にある7/5条冒頭「～令祈大将」脱で以下の記事を7/4条に追い込む、8/21条を「十七日」と誤る
48	国書双書刊行会編玉葉第二、図書寮叢刊九条家本玉葉八	朱筆で合点・要目、刊本にある12/24・26-28条（いずれも記事なし）欠、
81	国書双書刊行会編玉葉第二、図書寮叢刊九条家本玉葉八	校訂・イ本校訂あり、5/5条に朱筆で合点、正/2・4・6・8・10-11・13・19・27-28・2/1・14・21・27-28・3/2・7・10・13-14・16-18・27-28・6/12・22・8/10条欠（いずれも記事は比較的簡略）、刊本にある2/6条末尾「依不奉幣不神齋」脱、3/11条干支を「辛丑」と誤る、刊本にある3/11条冒頭「亥刻衣始」末尾「今夕被行下名云々」脱、4/18条を「廿八日」と誤る、5/5条の干支を国書双書刊行会本と同じく「甲寅」と誤る、7/6条を「廿日」と誤る、9/7条の干支を「乙丑」と誤る
34	国書双書刊行会編玉葉第二、図書寮叢刊九条家本玉葉八	校訂・イ本校訂あり、10/18条に墨書で要目、10/17・25・29-30・11/8・21・12/4・12・30条欠、刊本にある11/17条末尾「云々〈余申云～可有沙汰歟〉」脱、12/6条に傍書で年月記（慈円受結縁灌頂記事）、12/13条を「十二日〈己酉〉」と誤る
53	国書双書刊行会編玉葉第二、図書寮叢刊九条家本玉葉八	校訂・イ本校訂あり、九条家本と同じく4/4条を「五日〈己亥〉」と誤る、4/8・6/7-8・20条欠
74	国書双書刊行会編玉葉第二、図書寮叢刊九条家本玉葉八	校訂・イ本校訂あり、巻首に目録、7/12・18・8/8・10・12-13条欠（いずれも記事は簡略）、8/20条に年月記（後鳥羽天皇踐祚記事）
45	国書双書刊行会編玉葉第二、図書寮叢刊九条家本玉葉八	校訂・イ本校訂あり、10/11・25条欠（いずれも記事は簡略）
51	国書双書刊行会編玉葉第二、図書寮叢刊九条家本玉葉八	校訂・イ本校訂あり、巻首に目録、11/1条に指図半丁
75	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉九	表紙から墨付12丁まで左下に汚損、校訂・イ本校訂あり、朱筆で合点、刊本にある3/3条末尾「之手云々」脱、刊本3/15条末尾「為聴行向」を「為勤行」と誤る、4/16条に年月記（同日の改元による?）、4/26条の干支を「癸子」と誤る

戊	15	日記記目録 戊十五／ 〈自治承五年四月／至 九月〉兼實記〈于時右 大臣〉	治承五年 夏 辛丑（※七月 記冒頭に「治承 五年秋 辛丑 歳」	玉葉	治承5(1181)/4/ - 養和 元 /9/
戊	16	日記記目録 戊十六／ 〈自養和元年十月／至 十二月〉兼實記〈于時 右大臣〉	養和元年冬 歳 次辛丑	玉葉	養和元(1181)/10/ -12/
戊	17	日記記目録 戊十七／ 〈自養和二年正月／至 寿永元年九月〉兼實記 〈于時右大臣〉	養和二年春 歳 次壬寅（※四 月記冒頭に「壽 永元年夏秋」	玉葉	養和2(1182)/正/ - 寿永 元 /9/
己	1	日記記目録 己一／ 〈自壽永元年十月／至 十二月〉兼實記	壽永元年冬	玉葉	寿永元(1182)/10/ -12/
己	2	日記記目録 己二／ 〈自壽永二年正月／至 六月〉兼實記	壽永二年 歳次 癸卯（※四月 記冒頭に「壽永 二年夏 歳次癸 卯卅五」	玉葉	寿永2(1183)/正/ -6/
己	3	日記記目録 己三／ 〈自壽永二年七月／至 九月〉兼實記	壽永二年秋 歳 次癸卯卅五（※ 九条兼実の生年 と一致、以下 同）	玉葉	寿永2(1183)/7/ -9/
己	4	日記記目録 己四／ 〈壽永二年十月〉兼實 記	壽永二年冬記上 〈癸卯〉卅五	玉葉	寿永2(1183)/10/ - 閏10/
己	5	日記記目録 己五／ 〈自壽永二年十一月／ 至十二月〉兼實記〈于 時右大臣〉	壽永二年冬記下 歳次癸卯卅五	玉葉	寿永2(1183)/11/ -12/
己	6	日記記目録 己六／ 〈自壽永三年正月／至 六月〉兼實記〈于時右 大臣〉	壽永三年春夏	玉葉	寿永3(1184)/正/ - 元暦 元 /6/

23	増補史料大成山槐記三	校訂あり、墨書で要目
92	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉九	校訂あり、12/7 条所引文書を刊本と同様に写した後に校訂で改変
82	増補史料大成山槐記三	墨書で要目
37	増補史料大成山槐記三	墨書で要目、9/11 条の干支を「丁亥」と誤る
74	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉九	校訂・イ本校訂あり、刊本の4/21 条最終行「退出之次参八条院、深更退出了」脱、刊本の6/27 条最終行「問占之处、申無殊事之由、今日又加灸治三所」脱
37	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉九	校訂・イ本校訂あり、刊本にある8/7 条末尾「之其一也」脱、同じく8/23 条後半「大将可参御方進行幸之由~令申了」脱
86	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉九	校訂・イ本校訂あり、朱筆で合点、10/18-19 条を「廿八日」「廿九日」と誤る
45	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉十	校訂・イ本校訂あり
41	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉十	校訂・イ本校訂あり、刊本にない5/3 条冒頭「天」あり
45	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉十	校訂・イ本校訂あり、刊本にある6/16 条末尾割書「隆房卿等也、已上八人也」脱、刊本にない6/20 条冒頭「天」あり
125	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉十	校訂・イ本校訂あり、朱筆で合点・フリガナ・返り点等、8/22 条を「廿一日」と誤る
53	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉十	校訂・イ本校訂あり、朱筆で合点、10/7 条に年月記（九条兼実撰政詔後初着陣記事）、10/20 条に年月記（九条良通任大臣兼宣旨記事）、10/21 条に年月記（宇佐和気使発遣記事）、10/29 条に年月記（九条良通任大臣記事）

己	7	日次記目録 己七／ 〈元暦元年七月〉兼實記		山槐記	元暦元(1184)/7/
己	8	日次記目録 己八／ 〈自元暦元年七月／至十二月〉兼實記	元暦元年秋(※十月記冒頭に「元暦元年冬」)	玉葉	元暦元(1184)/7/ -12/
己	9	日次記目録 己九／ 〈元暦元年八月〉兼實記		山槐記	元暦元(1184)/8/
己	10	日次記目録 己十／ 〈元暦元年九月〉兼實記		山槐記	元暦元(1184)/9/
己	11	日次記目録 己十一／ 〈自元暦二年正月／至于六月〉兼實記(于時右大臣)	元暦二春夏(文治元年)	玉葉	元暦2(1185)/1/ -6/
己	12	日次記目録 己十二／ 〈自元暦二年七月／至于七月〉兼實記		玉葉	元暦2(1185)/7/ - 文治元 /9/
己	13	日次記目録 己十三／ 〈自文治元年十月／至于十二月〉	文治元年冬 乙巳 生年卅七	玉葉	文治元(1185)/10/ -12/
己	14	日次記目録 己十四／ 〈文治二年四月〉兼實記	文治二年夏上 歲次丙午 卅八	玉葉	文治2(1186)/4/
己	15	日次記目録 己十五／ 〈文治二年五月〉兼實記(于時右大臣)	文治二年夏中 丙午 卅八	玉葉	文治2(1186)/5/
己	16	日次記目録 己十六／ 〈文治二年六月〉兼實記(于時右大臣)	文治二年夏下 丙午歲 卅八	玉葉	文治2(1186)/6/
己	17	日次記目録 己十七／ 〈自文治二年七月／至于九月〉兼實記(于時攝政從一位右大臣)		玉葉	文治2(1186)/7/ -9/
己	18	日次記目録 己十八／ 〈文治二年十月〉兼實記(于時右大臣)	文治二年(十月／冬上) 歲次丙午 卅八	玉葉	文治2(1186)/10/

63	国書双書刊行会編玉葉 第三、図書寮叢刊九条 家本玉葉十	校訂・イ本校訂あり、朱筆で合点等、墨書で要目
36	国書双書刊行会編玉葉 第三、図書寮叢刊九条 家本玉葉十	校訂あり、朱筆で合点、正/3条に指図1丁あり
51	国書双書刊行会編玉葉 第三、図書寮叢刊九条 家本玉葉十	虫損あり、校訂・イ本校訂あり、朱筆で合点・フリガナ、2/2-3 条に墨書で要目、2/9条に指図1丁、2/11条に指図1丁
26	国書双書刊行会編玉葉 第三、図書寮叢刊九条 家本玉葉十	表紙に虫損、校訂・イ本校訂あり、朱筆で合点・フリガナ、 3/15条に墨書で要目
91	国書双書刊行会編玉葉 第三、図書寮叢刊九条 家本玉葉十一	校訂・イ本校訂あり、4/12条に朱筆あり、墨書でフリガナ、刊 本にある4/18条欠、5/16条を「十七日」と誤る
55	国書双書刊行会編玉葉 第三、図書寮叢刊九条 家本玉葉十一	校訂・イ本校訂あり、墨書でフリガナ、8/21条に年月記（兼実 氏長者以後始参平等院記事）、刊本にある8/23条末尾の指図脱 （半丁空白）
50	国書双書刊行会編玉葉 第三、図書寮叢刊九条 家本玉葉十一	校訂あり、朱筆で合点・フリガナ等、9/14-15条に墨書で合点 等、九条家本と同じく9/18条に年月記（潔子内親王群行記 事）、9/18条に指図1丁あり、刊本にある9/29条末尾「近例之 故、慙随之耳」脱
47	国書双書刊行会編玉葉 第三、図書寮叢刊九条 家本玉葉十一	祖本に虫損多、校訂・イ本校訂あり、朱筆で合点・フリガナ 等、10/1-3・6-10・17条本文にイ本の表記を取り込む
75	国書双書刊行会編玉葉 第三、図書寮叢刊九条 家本玉葉十一	虫損あり、祖本に虫損あり、校訂・イ本校訂あり、墨書で合点 あり、巻首に前欠の目録、各日の記事は抄出、複数の抄出本を 合体させたものか(10/3条など)、10/5・11・14・11/10・19・ 21・24・12/6・11-12・14・27-29条を欠く、12/24条末尾に 12/27条記事ならびに刊本にない注記（故実書に由来?）、10 月条冒頭に「一見了」

己	19	日次記目録 己十九／ 〈自文治二年十一月／ 至十二月〉兼實記〈于 時右大臣〉	文治二年 歳次 丙午（※十二 月記冒頭に「文 治二年冬下 歳 次丙午〈卅八〉」]	玉葉	文治2(1186)/11/-12/
己	20	日次記目録 己二十／ 〈文治三年正月〉兼實 記〈于時右大臣〉	文治三年 歳次 丁未 卅九	玉葉	文治3(1187)/正/
庚	1	日次記目録 庚一／ 〈文治三年二月〉兼實 記〈于時右大臣／攝 政〉	文治三年 歳次 丁未 卅九	玉葉	文治3(1187)/2/
庚	2	日次記目録 庚二／ 〈文治三年三月〉兼實 記〈于時右大臣／攝 政〉	文治三年 歳次 丁未 卅九	玉葉	文治3(1187)/3/
庚	3	日次記目録 庚三／ 〈自文治三年四月／至 六月〉兼實記〈于時攝 政〉	文治三年 四月 丁未 卅九（※ 五月記冒頭に 「文治三年 歳 次 丁未 卅 九」、六月記冒 頭に「文治三年 歳次丁未 卅 九」]	玉葉	文治3(1187)/4/-6/
庚	4	日次記目録／〈自文治 三年七月／至八月〉兼 實記〈于時攝政〉	文治三年 丁未 卅九	玉葉	文治3(1187)/7/-8/
庚	5	日次記目録 庚五／ 〈文治三年九月〉兼實 記〈于時攝政〉	文治三年 丁未 卅九	玉葉	文治3(1187)/9/
庚	6	日次記目録 庚六／ 〈文治三年十月〉兼實 記〈于時攝政〉		玉葉	文治3(1187)/10/
庚	7	日次記目録 庚七／ 〈自文治三年十月／至 十二月〉兼實記〈于時 攝政〉		玉葉：日次記抄出	文治3(1187)/10/1-4・ 6-10・12-13・15-11/9・ 11-18・22-23・25-12/5・ 7-10・13・15-16・18-20・ 22-26

91	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉十一	虫損あり、校訂・イ本校訂あり、11/7・8条に年月記（後鳥羽天皇初度石清水行幸・同還幸並朝觀記事）、11/14条に年月記（後鳥羽天皇初度賀茂行幸記事）、11/19条は干支・天候のみで豊明宴記事脱、11/21条脱（空白行あり）、11/24条に年月記（賀茂臨時祭祀）・指図3丁（各丁裏は空白）
31	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉十一	校訂・イ本校訂あり、朱筆で合点・フリガナ・注記等、12/13条に年月記（後鳥羽天皇初度弓場始記事）、刊本に干支のみある12/28・29条脱
88	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉十一・十二	枠外虫損あり、校訂あり、各日の記事は抄出（「已下略之」などの注記がある場合もあり）、巻頭に年月記なし、正/5条に刊本にない注記（故実書由来?）、正/27条に年月記（兼実氏長者以後始参詣春日社記事）、正/27-28条末尾に「此後斐不（書）記之」、正/29条に年月記（興福寺金堂・南円堂等棟上記事）、2/1条に刊本にない天候「天陰」あり、4/18条を「十四日、丙申」と誤る、4/9条の干支を「丙辰」と誤る、4/14条は4/18条の誤り、6/2条「依穢月次神今食可被行七月事」はモト要目?、9/16条に年月記（四天王寺如法経十種供養記事）、同条冒頭天候記事に刊本にない「天」あり
94	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉十一	枠外虫損あり、校訂・イ本校訂あり、正/27条に年月記（兼実氏長者以後始参詣春日社記事）、正/29条に年月記（興福寺金堂・南円堂棟上記事）、刊本にある2/17条末尾「内々所問也」脱、3/21条干支「丁巳」を「甲巳」と誤る
83	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉十二	虫損あり、校訂・イ本校訂あり、4/1-2条に朱筆で合点
14	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉十二	枠外虫損あり、各日条すべて年月記あり（記事内容に即して分割掲出の場合は分割する毎に年月日、ただし除目記事として正/16条とセットの正/17-18条は年月記なし）=史書編纂準備の切り分け作業?、正/16・3/16条冒頭天候記事に刊本にない「天」あり、2/20条は冒頭「朝雨午後止此日故内府周關正日也」と末尾「此外有他佛斐等了始月忌永代可行也、於九条堂修之」が刊本と相違
63	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉十二	校訂・イ本校訂あり、朱筆で合点等・フリガナ・要目、2/20条は刊本と同系統、刊本が異本から採る2/26条脱、7月記欠、刊本にない8/6条末尾「也」あり、8/10条末尾「任先例可有沙汰云々」~8/14条中途「右大臣・堀川大納言申云」脱
8	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉十二・十四	校訂あり、文治5/7/10条に年月記（任大臣節会記事）、文治6/正/3条に年月記（後鳥羽天皇元服別記）、建久5/9/22条を廿三日と誤る、同条は玉葉諸本になく他の記録か、建久6/11/4条に年月記（九条良経任大臣兼宣旨記事）

庚	8	日次記目録 庚八／ 〈文治三年十一月〉兼 實記〈于時攝政〉	文治三年 丁未 卅九	玉葉	文治 3(1187)/11/
庚	9	日次記目録 庚九／ 〈文治三年十二月〉兼 實記〈于時攝政〉	文治三年 丁未 卅九	玉葉	文治 3(1187)/12/
庚	10	日次記目録 庚十／ 〈自文治四年正月／至 十二月〉兼實記〈于時 攝政〉		玉葉：日次記抄出	文治 4(1188)/正/1-6・ 8-15・19・25-2/6・8・ 10・16-17・3/1・3・ 19-21・4/4・13・18-20・ 22・5/2・4-7・9・11・ 13-14・16-17・20-22・ 24・27-6/3・5-6・10・ 12-13・15・18・20・23・ 30-7/3・6-11・13-14・ 22・8/4・15-16・30-9/1・ 3・10-11・14-16・10/1・ 3・5-6・12/22・25
庚	11	日次記目録 庚十一／ 〈自文治四年正月／至 三月〉兼實記〈于時攝 政〉		玉葉	文治 4(1188)/正/ -3/
庚	12	日次記目録 庚十二／ 〈自文治四年四月／至 十二月〉兼實記〈于時 攝政〉	文治四年夏秋冬 戊申	玉葉	文治(1188)/4/ -12/
庚	13	日次記目録 庚十三／ 〈文治五年正月〉兼實 記〈于時攝政〉		玉葉：日次記抄出	文治 5(1189)/正/1-5・ 8-9・12・16-18・2/3・7・ 11・14・16・19-20・ 25-26・3/3・16・20・ 4/3・5/3
庚	14	日次記目録 庚十四／ 〈自文治五年正月／至 九月〉兼實記〈于時攝 政〉		玉葉	文治 5(1189)/正/ -9/
庚	15	日次記目録 庚十五／ 〈文治五年七月／建久 五年九月〉兼實記〈于 時攝政〉		玉葉：日次記抄 出・後鳥羽天皇元 服別記	文治 5(1189)/7/10・6 (1190)/正/3・建久 5 (1194)/9/22・6/10/1-2・ 11/4

73	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉十二	校訂・イ本校訂あり、朱筆で合点等・要目、10/29条に年月記(後鳥羽天皇初度春日行幸記事)、2つ目の11/15条に年月記(九条任子入内定・大原野参詣別記)、刊本にある11/15条末尾「親光」脱、九条家本にない11/17条あり(日付のみ)、刊本にない11/20条末尾「入夜光綱申條々叟」あり、12/6条に朱筆で年月記を肩書(九条兼実太政大臣兼宣旨記事)、刊本にある12/6条末尾「追可注之也」脱、12/14条に年月記あり(九条兼実任太政大臣節会記事)、刊本にある12/14条末尾「此後事不被記也」脱
85	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉十二	校訂・イ本校訂あり、朱筆で合点等・要目・フリガナ、墨書で合点、刊本にある正/3条末尾「記、今日大将拜賀也~昼御座御剣」脱、正/11条は国書双書刊行会本所収日次記と同系統+九条任子入内別記(九条家本に同じ)後半「御衾事」から末尾までを収録、正/11条に指図1丁あり、国書双書刊行会本にある非兼実記?正/3条に年月記、刊本にある正/27条末尾「此後事不被記也」脱、正/11条に年記(九条任子入内別記)、同条は冒頭から「御帳間并妻戸間小給之、但今夜依下格子出南面也」の割書までの前半部を収録、刊本にある正/16条末尾「又官奏、政始也」脱、刊本にある3/5条末尾「主上聊御風氣御坐、然而殊事不御」脱、4/26-28条は刊本収録の別記と異なる日次記「廿六日〈己/酉〉天晴此日冊命立后也以女御從三位任子爲中宮職子細在別記」「廿七日〈庚/戌〉立后第二日也盃酌如常」「廿八日〈辛/亥〉立后第三日也又御書使〈實明朝/臣〉啓陣還祿氏院参賀 奉幣定〈来月/三日〉所宛等也又請奏付職事〈三通大夫/加署〉又四通給中務職是例也」、4/30条天気は刊本と異なり「天陰不雨」
30	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉十二	虫損あり、校訂あり、3/16条を「六日」と誤る、4/6条を「二日」と誤る

庚	16	日次記目録 庚十六／ 〈自文治五年十月／至十二月〉兼實記〈于時攝政〉		玉葉：日次記・九条任子入内定大原野參詣別記	文治 5(1189)/10/ -12/
庚	17	日次記目録 庚十七／ 〈自文治六年正月至／四月建久元年五月〉兼實記〈于時太政大臣〉		玉葉：日次記・九条任子入内別記(正/3・5・7-8・11・14・16・17・22-24 条は非兼実記?)	文治 6(1190)/正/・3/ -建久元(1190)/5/
庚	18	日次記目録 庚十八／ 〈自建久元年正月至十二月〉兼實記〈辨相國攝政／如本〉		玉葉：日次記抄出	文治 6(1190)/正/1-2・3/1・3・15-18・25-26・4/1-2・6・8・10・建久元(1190)/4/15・19-22・5/1-2・8/4・20・22・9/5-6・11・23・29-10/1・4-6・8-11・14-20・22・27・11/1・6・8-9・11・20・23-25・30-12/6・8・11・15・17・22・29

67	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉十二	虫損あり、校訂・イ本校訂あり、刊本にある8/4条末尾「今日雨下」脱、刊本の8/5条末尾「雨下」が同条冒頭に、8/13条を「十二日」と誤る、九条家本の8/29条末尾「右中弁親経～」を国書刊行会本と同じく「八月卅日」として肩書「正本有之」、9/9条末尾「家實申事」に肩書「正本」、刊本にある9/18条末尾「今日雨降」脱、10/26条に年月記（京官除目記事）、10/26条冒頭「昨今物忌也」脱、10/26条に指図1丁あり、11/1条に年月記（新制議定記事）、11/4条後半「四日右大臣有示叟～」を行間補筆、11/9条後半頼朝との謁談記事の冒頭にも日付、11/16条末尾に刊本にない「五獻也」、11/17条冒頭「此日童女御覽也」脱、刊本にある11/27条末尾「子細在別」脱、刊本にある12/11条末尾「前將軍示事等～不能具記也」脱、12/20条を「十日」と誤る、刊本にない12/27条冒頭「天時」あり
21	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉十四、改定史籍集覽廿四	虫損あり、校訂・イ本校訂あり
82	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉十二	校訂・イ本校訂あり、朱筆で合点、刊本にある正/19条冒頭「十九日（戊辰）恒例舍利講也」脱で前日条末尾に追い込む、刊本にある正/26条末尾「奇思不少、奏其旨了」脱、正/30条を「廿九日」と誤る、刊本にある3/4-10条脱
94	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉十三	校訂・イ本校訂あり、刊本にある4/5条末尾「或人云、頼朝卿女子来十月可入内云々～今日已剋聞此事」脱、刊本にない5/11条冒頭「天」あり、3/27条に指図1丁
71	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉十三	校訂あり、刊本にある6/20条末尾「法皇之御果報～非殊御事云々」脱、刊本にある7/17-18条脱、7/19条は冒頭のみで刊本にある「今日兼親早参院～冥加也云々」脱、刊本にある7/30条後半「宗頼来申条々事～不能左右事也」脱、8/2条脱、刊本にある8/26条末尾「明日修七座泰山府君御祭」脱、刊本にある8/30条前半「遣書札於院女房二品許～静賢法印来談世上事、如余案」脱、刊本にある9/2条脱、刊本にある9/3条末尾「宗頼朝臣申条々事」脱、刊本にある9/9条前半「宗頼為奏聞条々事～退出了云々」脱、9/27条に年月記（中宮御祈記事）
46	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉十三	次冊と同一の日記記（ただし11月記は天候の「晴」の前に「天」をほとんど入れない系統）、校訂・イ本校訂あり、10/16条を十五日と誤る、11/16条を十五日と誤る

庚	19	日次記目録 庚十九／ 〈自建久元年七月／至十二月〉兼實記〈于時攝政〉	※十月記の前に「建久元年冬」	玉葉	建久元(1190)/7/ -12/
庚	20	日次記目録 庚二十 〈終〉／〈建久元年十二月／建久六年十月別記〉兼實記〈于時攝政 〈此年〉／改攝政爲關白〉		後京極摂政良経公記(殿記)・伝玉葉：守貞親王御書始別記(玉葉)・伊勢公卿敕使別記(後京極摂政記)・昇子内親王御五十日儀別記(後京極摂政記)・藤原俊成九十賀別記(後京極摂政記)	建久元(1190)/12/26・建久6(1195)/2/12-14・16-18・20-24・10/7・建仁3(1203)/11/23
辛	1	日次記目録 辛一／ 〈自建久二年正月／至三月〉兼實記〈于時關白〉	建久二年 歳次辛亥	玉葉	建久2(1191)/正/ -3/
辛	2	日次記目録 辛二／ 〈自建久二年四月／至五月〉兼實記		玉葉	建久2(1191)/4/ -5/
辛	3	日次記目録 辛三／ 〈自建久二年六月／至于九月〉兼實記		玉葉	建久2(1191)/6/ -9/
辛	4	日次記目録 辛四／ 〈建久二年十月〉兼實記	建久二年冬	玉葉	建久2(1191)/10/ -11/

51	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉十三	前冊と同一の目次記（ただし11月記は天候の「晴」の前に「天」を入れる系統）、校訂・イ本校訂あり、10/16条の干支を庚卯と誤る、11/13条冒頭「今夜丹後浄土寺家渡云々～三ヶ夜夫婦不離之儀歟」脱、11/26条に年月記（九条兼実復辟初度上表記事）
76	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉十三	校訂・イ本校訂あり、閏12/20-21・29条に朱筆で合点、12/8条に年月記（松尾社行幸記事）、12/13条に年月記（北野行幸記事）、12/16条に年月記（後白河法皇法住寺殿渡御記事）、12/17条に年月記（九条兼実摂政第五度上表記事）、12/21条の干支乙未を「乙丑」と誤る、12/26条に年月記（守貞親王元服記事）
119	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉十三	校訂・イ本校訂あり、3/19・26・4/1-2・5/2条に朱筆で合点、正/28条最終行に頭書「入夜有他叟叟」（九条家本にのみあり）
115	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉十四	校訂・イ本校訂あり、刊本にない4/1条末尾「歟」あり、刊本にある4/29条後半「内、昇居中門外祇之際云々～可悦々々」脱
78	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉十四	校訂あり、朱筆で合点、墨書で要目・フリガナ等、2/7条干支を「己巳」と誤る、2/17条干支脱、2/25条干支を「丁子」と誤る、3/7条干支を「戊丑」と誤る
29	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉十四	校訂・イ本校訂あり、朱筆で合点、九条家本にある閏8/15条頭書脱、九条家本と同様に9/16条を「十八日」と誤る、九条家本にある9/22条末尾の九条道教筆の注記「此後事不被記也」あり
47	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉十四	校訂・イ本校訂あり、九条家本にのみある記事を正/13条末尾行間に加筆
43	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉十四	校訂・イ本校訂あり、朱筆で合点・フリガナ等、九条家本と同じく正/24条の干支を「甲卯」と誤る
51	国書双書刊行会編玉葉第三、図書寮叢刊九条家本玉葉十四	校訂・イ本校訂あり、墨書で要目、国書刊行会本にある建久8/3/13条脱、九条家本所引一本にある建久8/3/22条脱、正治2/6/28条に年月記あり（宜秋門院院号宣下記事）

辛	5	日次記目録 辛五／ 〈自建久二年十月／至十一月〉兼實記		玉葉	建久 2(1191)/10/ -11/
辛	6	日次記目録 辛六／ 〈建久二年十二月〉兼實記		玉葉	建久 2(1191)/12/ - 閏 12/
辛	7	日次記目録 辛七／ 〈自建久三年正月／至十一月〉兼實記		玉葉	建久 3(1192)/正/ -11/
辛	8	日次記目録 辛八／ 〈自建久四年正月／至十二月〉兼實記		玉葉	建久 4(1193)/正/ -12/
辛	9	日次記目録 辛九／ 〈自建久五年正月／至于四月〉兼實記		玉葉	建久 5(1194)/正/ -4/
辛	10	日次記目録 辛十／ 〈自建久五年七月／至于九月〉兼實記		玉葉	建久 5(1194)/7/ -9/
辛	11	日次記目録 辛十一／ 〈自建久六年正月／至于九月〉兼實記	建久六年 歲次乙卯	玉葉	建久 6(1195)/正/ -9/
辛	12	日次記目録 辛十二／ 〈自建久七年正月／至十一月〉兼實記		玉葉	建久 7(1196)/正/ -11/
辛	13	日次記目録 辛十三／ 〈自建久八年正月／至正治二年十二月〉	※ 建久九年記冒頭に「建久九年 歲次 戊午」、同十年記冒頭に「建久十年 歲次 己未〈三百五十五日〉」	玉葉	建久 8(1197)/正/1-7・3/16・20-21・28・4/1・建久 9(1198)/正/1-11・6/16・建久 10(1199)/正/1-6・正治 2(1200)/正/1-2/18・閏 2/8・6/28-7/1・9/7-8・11・22・27-10/7・11-12・14・17・19-20・11/13・15-16・21-22・28・12/8・15・19-21・23・26-29

26	<p>続群書類従第4輯上・帝王部、大日本史料第四編之五・六</p>	<p>校訂・イ本校訂あり、癸24・27とともに朝観行幸部類の一部</p>
69	<p>国書刊行会刊明月記第一・冷泉時雨亭叢書別巻翻刻明月記一</p>	
74	<p>歴代残闕日記巻33、大日本史料第四編之六・九、増補史料大成三長記</p>	<p>校訂あり、歴代残闕日記と字配りが（空白（行）まで含めて）不自然に同じ、正治2/4/20条を「正月」と誤る、正治2/4/26条を「廿八日」と誤る、歴代残闕日記と同じく正治2/5/5条の日付を欠き5/3条に続けて追い込む、歴代残闕日記と同じく正治3/正/23条の冒頭「正治三年正月廿三日、甲戌、天晴、風静、今日天子臨幸于上皇御所～自余所々委不能記、見指図」を欠く、続く正治3/正/24条にも歴代残闕日記と同じく年月付なし、歴代残闕日記と同じく建仁元/5/28条を「十八日」と誤る、歴代残闕日記と同じく建仁元/7/27条を「廿六日」と誤る、歴代残闕日記と同じく建仁元/8/19・10/30・12/26・建仁3/10/1・24条の干支をそれぞれ「丙午」「丁亥」「癸寅」「丙午」「癸未」と誤る、建仁2/12/29条に年月記（東宮傳拝賀記事）、元久元/3/25条に年月記（中納言中将拝賀記事）、歴代残闕日記と同じく元久2/4/22条に年月付を欠く、元久元/11/2・12/28条が元久2年記に混入、歴代残闕日記が追加で収める長兼卿記承元4/12/5・8・13・23条欠</p>
36	<p>思文閣出版刊玉藁</p>	<p>校訂あり？、3/23・24条に年月記</p>
16	<p>思文閣出版刊玉藁</p>	<p>校訂・イ本校訂あり、1丁表に標題「小兒湯殿始之事」、刊本6/3条の□を疊に作る、8/3条を17日条の後に置き年月記</p>

辛	14	日記記目録 辛十四／朝觀行幸		三長記 (三中記・東進記)：後鳥羽天皇・土御門天皇朝觀行幸記	建久 8(1197)/4/22・正治元(1199)/11/27・建仁元(1201)/正/23
辛	15	日記記目録 辛十五／〈自建久九年正月／至二月〉		明月記	建久 9(1198)/正/-2/
辛	16	日記記目録 辛十六／〈自正治二年四月／至建永元年六月〉		東進記 (三長記?)：日記記抄出 (東宮關係記事)	正治 2(1200)/4/20-24・26-5/1・3・5・正治 3(1201)/正/23-24・26・29・2/2-4・建仁元(1201)/2/22-23・3/3-4・25-26・29・4/8・18・5/25・28-6/1・14・7/12・27・8/19・9/1・5・26・28・10/1・30-11/2・9・16-17・12/18-19・21・26・建仁 2(1202)/正/1・5・2/8・3/16・4/1・10-11・14・23・5/16・30・8/28・11/20・12/29・建仁 3(1203)/正/1-2・6・19・28・2/6-7・18-20・30・3/13・29-4/1・14・23・27・5/4・7・23・6/4・8・14・22・25・27-28・7/2・10・9/24・10/1・24・11/5・12/10・25・建仁 4(1204)/正/1・14・2/1・12・元久元(1204)/3/3-4・21・23・25-26・4/1・4・7-8・14・16・11/2・12/28・元久 2(1205)/4/22・6/3・10・8/29・11/1・元久 3(建永元)(1206)/2/1・3/22・4/3・22・6/16・12/21・29
辛	17	日記記目録 辛十七／〈承元三年三月〉道家記		玉麁：九条立子入宮別記	承元 3(1209)/3/23-27
辛	18	日記記目録 辛十八／〈自承元三年五月／至八月〉		玉麁：九条罇子湯殿始別記	承元 3(1209)/5/23・25-6/6・8/3・11・13-17

26	思文閣出版刊玉藁	校訂あり、2/19 条末尾勘文年月日・差出「承元四年二月十九日主税助安倍泰基」あり（刊本はもう一つの十九日条に誤る）
29	思文閣出版刊玉藁	校訂あり、10/15 条に年月記（弓場始記事）、10/17 条の前行に年月記（軒廊御卜・弓場始記事）、10/25 条に年月記（彗星御祈南殿御読経記事）、11/23 条の前々行に標題「踐祚別記」・前行に年月記
36	思文閣出版刊玉藁	校訂あり、3/9 条に年月記（建暦改元記事）、刊本にない 3/13 条末尾「之」あり
27	思文閣出版刊玉藁	校訂あり、墨書で要目（刊本にもあるもの）、付箋（朱筆）「初度官奏」
32	思文閣出版刊玉藁	校訂・イ本校訂あり、刊本にない 8/16 条末尾「也」あり、本奥書「巻了」
41	思文閣出版刊玉藁	校訂あり
46	思文閣出版刊玉藁	校訂あり、朱筆で合点・校訂、刊本にある最初の 3/22 条冒頭（新制本文の前）「廿二日、此日又被下新制宣旨廿ヶ条云々、追可尋入有真名仮名新制、可書入」脱
17	思文閣出版刊玉藁	校訂あり、朱筆で合点、5/21 条が重複
35	思文閣出版刊玉藁	校訂・イ本校訂あり、朱筆で合点、9/18 条最初の 2 行の後に 10 行空白で丁裏から記事の続き
70	思文閣出版刊玉藁	校訂あり、10/23・28 条に朱筆で合点、11/11 条に墨書で合点、11/6-10 条の干支を「己申」「庚酉」「辛戌」「壬亥」「癸子」と誤る、11/29 条に指図半丁あり
36	思文閣出版刊玉藁	校訂あり、12/10 条の後に指図半丁あり

辛	19	日次記目録 辛十九／ 〈自承元四年二月／至 于三月〉道家記	承元四年春下	玉麁	承元 4(1210)/2/1-3/8
辛	20	日次記目録 辛二十／ 〈自承元四年九月／至 十一月〉道家記〈于時 權大納言〉	承元 四年〈九月〉 歲次庚午 十八(※九条 道家の生年と一 致、以下同)	玉麁：日次記・践 祚別記	承元 4(1210)/9/1-7・ 13-16・23-10/3・15・ 17-20・25・27・11/23-25
辛	21	日次記目録 辛廿一／ 〈自承元五年三月／至 建曆元年三月〉道家記	承元五年〈三月 九日改元／為建 曆〉 歲次辛未 十九	玉麁	承元 5(建曆元) (1211)/3/
壬	1	日次記 壬一／〈自建 曆元年五月／至六月〉 道家記〈于時權大納／ 言左大將〉		玉麁	建曆元(1211)/5/ -6/
壬	2	日次記 壬二／〈自建 曆元年七月／至于九 月〉道家記〈大納言／ 左大將〉	建曆元年 歲次 辛未	玉麁	建曆元(1211)/7/ -9/
壬	3	日次記 壬三／〈自建 曆元年十月／至十一 月〉道家記〈于時權大 納言／左大將〉	建曆元年冬上 (※十一月記冒 頭に「建曆元年 冬下」)	玉麁	建曆元(1211)/10/ -11/8
壬	4	日次記 壬四／〈自建 曆二年二月／至于三 月〉道家記		玉麁	建曆 2(1212)/2/ -3/
壬	5	日次記 壬五／〈自建 曆二年四月／至六月〉 道家記〈于時權大納／ 言左大將〉	建曆二年夏	玉麁	建曆 2(1212)/4/ -6/
壬	6	日次記 壬六／〈自建 曆二年八月／至九月〉 道家記〈于時／内大 臣〉	建曆二年秋下	玉麁	建曆 2(1212)/8/ -9/
壬	7	日次記 壬七／〈自建 曆二年十月／至十一 月〉道家記		玉麁	建曆 2(1212)/10/ -11/
壬	8	日次記 壬八／〈建曆 二年十二月〉道家記 〈于時／内大臣〉	建曆二年冬下 (※ 12/11 条の 前に「自是冬下 十二月」)	玉麁	建曆 2(1212)/12/

25	思文閣出版刊玉藁	校訂あり、正/10条に続けて正/11条を追いつむ
47	思文閣出版刊玉藁	校訂あり、巻首に記事目録あり
33	思文閣出版刊玉藁	校訂・イ本校訂あり
35	思文閣出版刊玉藁	校訂・イ本校訂あり
39	思文閣出版刊玉藁	校訂・イ本校訂あり、4/16条後半に刊本にない行頭補書「一献大進端献盃藏人取瓶也」
35	思文閣出版刊玉藁	校訂・イ本校訂あり、刊本にある8/2条末尾「被問人々」脱
45	思文閣出版刊玉藁	校訂・イ本校訂あり、巻首に記事目録あり
31	思文閣出版刊玉藁	校訂あり
67	思文閣出版刊玉藁	校訂・イ本校訂あり、刊本が単に「五日」と記す正/5条末尾引用文書の年月日を「承久三年正月五日」と正しく表記
50	国書刊行会刊明月記第二・冷泉時雨亭叢書別巻翻刻明月記二	校訂あり、冷泉本にある行頭等補書脱、国書刊行会本2/10条末尾割書（冷泉本傍書）「折指数之、毎度有七云々」脱、2/24条脱、墨付最終丁末尾欄外「此冊明月記」
76	国書刊行会刊明月記第二・冷泉時雨亭叢書別巻翻刻明月記二（底本は東山御文庫本日記記）	校訂あり、冷泉本＝東山御文庫本日記記とも字の異同あり（双方に誤写あり）、墨付最終丁末尾欄外「此冊明月記」
64	国書刊行会刊明月記第二・冷泉時雨亭叢書別巻翻刻明月記二	校訂あり？、冷泉本にある4/16・21・25・28・5/25・27・6/22・24条行頭補書（国書刊行会本は割書もしくは各日条末尾）あり、冷泉本にある6/12-14・16・19-20条補書脱（国書刊行会本もなし）、冷泉本にある5/27条冒頭「僧所作」脱（国書刊行会本も欠く）

壬	9	日次記 壬九／〈承久二年正月〉道家記〈于時左大臣／生年廿八〉		玉麁	承久 2(1220)/正/1-14
壬	10	日次記 壬十／〈承久二年三月上〉道家記	※日記冒頭に「承久二年〈三月上〉」	玉麁	承久 2(1220)/3/1-15
壬	11	日次記 壬十一／〈承久二年三月下〉道家記	承久二年〈三月下〉	玉麁	承久 2(1220)/3/22-
壬	12	日次記 壬十二／〈承久二年四月上〉道家記〈于時／左大臣〉	承久二年〈四月上〉	玉麁	承久 2(1220)/4/1-15
壬	13	日次記 壬十三／〈承久二年四月下〉道家記	承久二年四月下〈御記〉玉麁	玉麁	承久 2(1220)/4/16-30
壬	14	日次記 御記玉麁 壬十四／〈自承久二年五月／于至八月〉道家記〈于時左大臣〉	承久二年五月御記玉麁（※八月記冒頭に「承久二年 御記〈玉麁〉秋中」）	玉麁	承久 2(1220)/5/・8/1-6
壬	15	日次記 壬十五／〈承久二年十一月〉道家記〈于時／左大臣〉		玉麁	承久 2(1220)/11/5-23
壬	16	日次記 壬十六／〈自承久二年十月／至于十二月〉道家記〈于時／左大臣〉	承久二年冬	玉麁	承久 2(1220)/10/1-15・12/1-20
壬	17	日次記 壬十七／〈承久三年正月〉道家記〈于時攝政〉	承久三年〈春上〉歳次辛丑廿九	玉麁	承久 3(1221)/正/
壬	18	日次記 壬十八／〈自元仁二年正月／至于三月〉道家記	※卷末欄外に「此冊明月記」	明月記	元仁 2(1225)/正/ -3/
壬	19	日次記 壬十九／〈自嘉禄元年十月／至十一月〉道家記	※卷末欄外に「此冊明月記」	明月記	嘉禄元(1225)/10/ -12/
壬	20	日次記 壬二十／〈自嘉禄二年四月／至六月〉道家記		明月記	嘉禄 2(1226)/4/ -6/

55	国書刊行会刊明月記第二・冷泉時雨亭叢書別巻翻刻明月記二	校訂あり?、冷泉本にある10/6条補書脱、冷泉本にある10/17・11/15・18・12/1条行頭補書(国書刊行会本は割書もしくは前日条末尾に誤入)あり、12/19条に続けて12/20条を追い込む
10	思文閣出版刊玉藁	校訂・イ本校訂あり、正/2条を「一日丙子」と誤る
19	思文閣出版刊玉藁	校訂・イ本校訂あり、3/20条に年月記(朝観行幸記事)、3/27条に年月記(九条教実初度吉書奏記事)
32	思文閣出版刊玉藁	校訂・イ本校訂あり、3/22条に年月記(九条道家長者之後入宇治記事)、7/26条末尾に閏白初度上表文末尾の年月日あり(刊本は脱)、8/8条に年月記(月替わりが理由?、仏舎利施入記事)、8/27条に年月記(九条道家閏白二度上表記事)
6	思文閣出版刊玉藁	校訂あり
60	国書刊行会刊明月記第三・冷泉時雨亭叢書別巻翻刻明月記三	冷泉本にある行頭補書は各日条末尾に収録するが2/10・11・23・28・30・3/8・14・20条は補書脱(2/23・28・3/20条は国書刊行会本も同日条末尾に収録)、2/13条に付箋「立后」(→2/16条か)、冷泉本にある2/16・27条補書のうち各1ヶ所脱
34	国書刊行会刊明月記第三・冷泉時雨亭叢書別巻翻刻明月記三	4/14・22条に墨書で要日、刊本にある4/12条末尾「退帰」の前約1行分「了～入夜」脱、刊本にない4/18条行頭補書「隆親卿儲于此家」あり(自筆本を欠く部分)、冷泉本にある4/24条行頭補書あり(国書刊行会本はなし)、4/25条に指図1丁あり
57	国書刊行会刊明月記第三・冷泉時雨亭叢書別巻翻刻明月記三	刊本にある7/11・23・9/27条行頭補書脱、冷泉本にある8/12・14・21・23条行頭補書脱、8/18条天候「天陰」を「天晴」と誤る、刊本にある8/24条最終行「自昨日咳病之氣、心神悩」脱、刊本にない9/15条「殊無替事(聊腫/増歟)相扶念誦念佛依」あり、墨付44丁袋綴内に挿入断簡「□芎/壺両 黄蓮/三両 鹿角膏」
67	国書刊行会刊明月記第三・冷泉時雨亭叢書別巻翻刻明月記三	11/4・25条に墨書で合点、刊本にある10/6・27条行頭補書あり(10/6条は国書刊行会本と同じく末尾に収録)、冷泉本にある10/13・11/4・5・9・14・18・19・22・12/8・13・26・29条行頭補書脱(国書刊行会本も欠く)、10/22条から10/23条1行目まで写したところで筆写漏れに気づいて見せ消し10/22から再度筆写、11/8条途中で13行空白(筆写漏れ3行を同じ用紙に記して挿入したものか)

壬	21	日次記 壬廿一／〈自嘉祿二年十月／至十二月〉		明月記	嘉祿2/(1226)10 -12/
壬	22	日次記 壬廿二／〈安貞二年正月〉道家記	安貞二年春上	玉蘂	安貞2(1228)/正/1-6
壬	23	日次記 壬廿三／〈安貞二年三月〉道家記		玉蘂	安貞2(1228)/3/
壬	24	日次記 壬廿四／〈安貞三年三月／寛喜元自五月至八月〉道家記		玉蘂：日次記抄出	安貞3(1229)/3/1・寛喜元(1229)/3/5-6・11・14・22・5/1・3・9・12・7/1・13-14・17・21・26・8/8・15・17・21・27
壬	25	日次記 壬廿五／〈寛喜元年十月〉道家記〈于時關白〉		玉蘂：日次記抄出	寛喜元(1229)/10/14 ? ・20 ?
壬	26	日次記 壬廿六／〈自寛喜二年二月／至于三月〉定家記		明月記	寛喜2(1230)/2/ -3/
壬	27	日次記 壬廿七／〈寛喜二年四月〉定家記		明月記	寛喜2(1230)/4/
壬	28	日次記 壬廿八／〈自寛喜二年七月／至九月〉定家記		明月記	寛喜2(1230)/7/ -9/
癸	1	日次記目録 癸一／〈自寛喜二年十月／至十二月〉定家記		明月記	寛喜2(1230)/10/ -12/

53	国書刊行会刊明月記第三・冷泉時雨亭叢書別巻翻刻明月記三	校訂あり?、7/2条本文冒頭「東」脱、刊本にある7/1・4-6・9/16-17条行頭補書あり、冷泉本にある7/6条の合点あり、冷泉本にある8/15条行頭補書脱(国書刊行会本も欠く)、刊本にある9/10条脱
58	国書刊行会刊明月記第三・冷泉時雨亭叢書別巻翻刻明月記三	校訂あり、正/1-7条は所々に欠落あり(祖本の虫損か)、正/1条本文冒頭「日出以前拝神」脱(祖本の虫損か)、冷泉本にある正/19・2/13・25条行頭補書あり(国書刊行会本は欠)、冷泉本にある正/24条の合点なし
56	国書刊行会刊明月記第三・冷泉時雨亭叢書別巻翻刻明月記三	校訂あり、8/10条に朱筆で合点、8/15・16条はいくつか刊本(冷泉本は高松宮本日次記が底本)と小異、9/11条の「大」挿入は刊本と同じ
62	国書刊行会刊明月記第三・冷泉時雨亭叢書別巻翻刻明月記三	校訂あり、所々に欠落あり(祖本の虫損か)、7/2条脱で代わりに空白行、7/3条を二日と誤る、7/5条天候「天曙雲暗」を「天晴」と誤る、冷泉本にある9/20条行頭補書脱、9/23条を「廿二日」と誤る、冷泉本にある9/23条行頭補書脱
55	国書刊行会刊明月記第三・冷泉時雨亭叢書別巻翻刻明月記三	校訂あり、刊本との小異散見(冷泉本の底本は高松宮本日次記、本書の方が正しい箇所もあり)、冷泉本と同じく2/15条を「十九日」と誤る
47	国書刊行会刊明月記第三・冷泉時雨亭叢書別巻翻刻明月記三	4月を中心として所々に欠落あり(祖本の虫損か)
79	国書刊行会刊明月記第三・冷泉時雨亭叢書別巻翻刻明月記三	校訂あり?、刊本との小異散見(冷泉本の底本は東山御文庫本日次記、本書の方が正しい箇所はごく少数)、10/20条を「廿日」でなく「廿四」と誤記、冷泉刊本底本が「癸子」と誤る11/4条の干支を「癸亥」と正しく表記、11/28条を「廿二日」と誤る、冷泉本と同じく12/21条を「廿二日」と誤る
25	思文閣出版刊玉藁	校訂あり?、イ本校訂あり、12/10条に墨書で要目、7/6条九条道家撰政初度上表記事、7/17条同第二度上表記事、7月記事の後に丁替、12/6条朝覲行幸予議記事、12/9条大嘗会調度御覧・女叙位記事、12/10条初度吉書奏記事、12/15条内大臣(二条良実)着陣記事
22	思文閣出版刊玉藁	校訂・イ本校訂あり、巻首に記事目録あり、巻首目録の後の日記冒頭「嘉禎元年/天福三年/正月日」、刊本と同じく2/5条を「四日」と誤る
6	思文閣出版刊玉藁	校訂あり、11/12条五節帳代試記事、11/13条殿上淵醉・御前試記事、11/14条童御覽淵醉記事、11/15条豊明節会記事
59	思文閣出版刊玉藁	校訂・イ本校訂あり、正/14条所引奉行家司高嗣記に年月記

癸	2	日次記目録 癸二／ 〈自寛喜三年七月／至 九月〉定家記		明月記	寛喜 3(1231)/7/ -9/
癸	3	日次記目録 癸三／ 〈自貞永二年正月／至 三月〉定家記		明月記	貞永 2(1233)/正/ -3/
癸	4	日次記目録 癸四／ 〈自天福二年七月／至 九月〉定家記		明月記	天福 2(1234)/7/ -9/
癸	5	日次記目録 癸五／ 〈自天福 七月／至 九月〉定家記		明月記	天福元(1233)/7/ -9/
癸	6	日次記目録 癸六／ 〈自文暦二年正月／至 于三月〉定家記		明月記	文暦 2(1235)/正/ -3/
癸	7	日次記目録 癸七／ 〈自文暦二年四月／至 于六月〉定家記		明月記	文暦 2(1235)/4/ -6/
癸	8	日次記目録 癸八／ 〈自文暦二年十月／至 十二月〉定家記		明月記	嘉禎元(1235)/10/ -12/
癸	9	日次記目録 癸九／ 〈文暦二年七月／嘉禎 元年十二月〉		玉薬：日次記抄出	文暦 2(1235)/7/6・17・嘉 禎元(1235)/12/6・9-10・ 15
癸	10	日次記目録 癸十／ 〈自嘉禎元年正月／至 于六月〉實經記	2丁表年月の後 に「御記〈玉 薬)」	玉薬	文暦 2(1235)/正/ -4/9・閏 6/
癸	11	日次記目録 癸十一／ 〈嘉禎二年十一月〉道 家記		玉薬：日次記抄出	嘉禎 2(1236)/11/12-15
癸	12	日次記目録 癸十二／ 〈嘉禎三年正月〉良實 記		玉薬	嘉禎 3(1237)/正/

43	思文閣出版刊玉藁	校訂・イ本校訂あり、3/10条の前行に年月記（摂政九条道家辞退・近衛兼経補任記事）
23	思文閣出版刊玉藁	校訂・イ本校訂あり、4/10条に墨書で要目、4/16条に年月記（賀茂祭祀事）
26	思文閣出版刊玉藁	校訂・イ本校訂あり、墨書で要目、巻首に記事目録あり、正/1条に「他記」・正/2・3条に「別記」の存在を記す、正/3条を「二日」と誤る、本奥書「延徳元年霜月五日於燈本一見畢、弥／重之」
48	思文閣出版刊玉藁	校訂あり、刊本に欠く2/14条末尾「一」・4/9条末尾「——」あり
21	思文閣出版刊玉藁	校訂・イ本校訂あり、巻首に記事目録あり、本文冒頭に年月記を欠く、3/2条の日付は欄外追筆、3/8条は巻末に追書して月記あり、3/29条に行頭補書「首書云、右大将不堪停立潜退列休息、是又違例也、出御之間、左大将之外无列立人云々、未曾有事也」（刊本は行間補書）
12	思文閣出版刊玉藁	校訂あり
17	思文閣出版刊玉藁	校訂・イ本校訂あり、朱筆で要目、日記記主は3/18条から参議侍従＝二条資季
28	群書類従第5輯・官職部	墨書で欄外に要目、巻頭の年記脱、11/16日条の日付脱
43	東京大学史料編纂所紀要30（太田・藤原2020）	校訂あり、墨書で要目、伊勢幣叟天仁2年記事に行頭補書あり、本奥書「攝政關白神齋法就家記抄出之、爲備廢忘也、隨所見逐可書入、不可他見也／接政〈在判〉」

癸	13	日次記目録 癸十三／ 〈自嘉禎三年二月／至三月〉道家記〈道家辭撰政讓左／大臣兼經隨身如／本兼經賜氏長者〉		玉麁：日次記抄出	嘉禎 3(1237)/2/1-8・17・3/5・10・19・26・28
癸	14	日次記目録 癸十四／ 〈自嘉禎三年四月／至九月〉實經記〈于時正二位權／大納言〉		玉麁：日次記抄出	嘉禎 3(1237)/4/10・16・5/5・24・7/5・17-30・9/1-3・10・19
癸	15	日次記目録 癸十五／ 〈嘉禎四年正月〉道家記		玉麁	嘉禎 4(1238)/正/
癸	16	日次記目録 癸十六／ 〈自嘉禎四年二月／至四月〉道家記		玉麁：日次記抄出	嘉禎 4(1238)/2/7・13-30・閏 2/7-15・4/1-17
癸	17	日次記目録 癸十七／ 〈嘉禎四年〉		玉麁：日次記抄出	嘉禎 4(1238)/3/2・8・12・22・28-29
癸	18	日次記目録 癸十八／ 〈嘉禎四年六月〉道家記		玉麁	嘉禎 4(1238)/6/1-8・13-14・20-21・23・28
癸	19	日次記目録 癸十九／ 〈仁治三年三月〉		二条資季日記、伝玉麁	仁治 3(1242)/3/12-15・17-23・25-30
癸	20	日次記目録 癸二十／ 〈自是以下別記也〉良經記／任太政大臣記〈條々詳也〉	任太政大臣記	任太政大臣記（後京極撰政良經公記（殿記）別記）：九条良經任太政大臣別記	元久元(1204)/11/16・12/10・14・18・22-23・2/4/
癸	21	日次記目録 癸廿一／ 踐祚大嘗		攝政關白神齋法（九条良經編）：殿曆・玉林から神事潔斎記事を集成	

85	群書類従第6輯・公事部	前欠、校訂あり、朱筆で点・合点、刊本より破損脱文多（それゆえ各条首尾の脱字注記省略）、2月上申日春日祭条割書「用春日祭門日」は刊本になし、2/11 列見選人事条本文4-5行目割書（破損あり）順序が刊本と異なる、4/ 上申日平野祭条割書「於短冊云有著皇太子之／例云々」は刊本になし、7/10 条三省申春夏馬料文事と相撲人入京事の間の「□撲會事」は刊本になし、8/23 条牽信濃望月御馬事の後の説明文を8/22 条於大藏省給秋冬季祿事に割書で挿入、9/9 条節會事の刊本にある脱落部を無視、刊本の12/5 条親王冬衣服文事の後の闕文(12/7 条中務省申諸司冬衣服文事〈同六月七／日儀〉～12/ 晦条同日追難事まで)あり
40	群書類従第7輯・公事部	虫損あり、朱筆で要目・合点、巻首に目録「寛和二年七月十六日立坊／小記／寛仁元年八月九日立坊／外記、小記 權記／經頼記／長暦元年八月十七日立坊／不知記者記 外記／二束記 經頼記 範圍記」、巻首目録にある長暦立坊（後冷泉）記事はなし（刊本も寛和・寛仁のみ）
54	歴代残闕日記巻15、続群書類従第4輯上・帝王部	虫損あり、朝覲行幸部類のうち最初の寛治6と後半の建久8以降（幸14）ならびに御贈物事（癸27）を欠く、刊本冒頭の中右記寛治6/2/29 条脱、破損部は歴代残闕日記とほぼ一致、中右記康和6/正/3 条第2破損部の後「門」は歴代残闕日記になし、大記の年記長「治元年」脱、大記長治元/正/3 条破損部に刊本は御所亭「松亭」・源宰相〈能「俊」〉・新宰相中將〈家「政」〉・大藏卿「〈道良〉」あり、刊本にある江記長治2/正/5 条後半今日院仰云我可出現日也何（仍）「兼」脱、刊本にある永昌記長治2/正/3 条可任叡覽歎「然 有」脱、刊本にある永昌記長治2/正/4 条天気「晴」・後半人々所案不可及「懈怠」・末尾又申定殿了「已」脱、刊本にある永昌記長治2/正/5 条入御仙院寄御車「于」・供掌燈〈御座左右〉先舞人「散位」・同向楽屋一族雲客「濟々」・被復本座次左又延「喜」・次供御膳〈延「喜楽間」〉・陪膳相公等「役」・仰云「可令」脱、刊本にある長秋記嘉承2/正/3 条雖然無此儀「及」脱

癸	22	日次記目録 癸廿二／ 年中行事		九条年中行事	
癸	23	日次記目録 癸廿三／ 〈寛和二年立坊／寛仁 元年立坊／長暦元年立 坊〉		立坊部類記：三条 院・後朱雀院立坊 部類記（小右記・ 外記日記・権記・ 左経記）	寛和2(986)/7/16・8/16・ 寛仁元(1017)/8/5-9・17・ 21・23・25・9/9・10/8・ 26
癸	24	日次記目録 癸廿四／ 朝覲行幸之例／大記／ 永昌記／師遠記／中右 記／江記／大記／永昌 記／禮記／師遠記／堀 川左府記／中右記／大 記／永昌記／禮記		朝覲行幸部類（朝 覲部類）：中右 記・大記（為房卿 記）・永昌記（為 隆卿記）・師時記 （長秋記）・師遠 記・江記・礼記・ 堀川左府記（水左 記）等から朝覲行 幸記事を抄出した ものの一部	康和6（長治元）(1104)/ 正/3・長治2(1105)/ 正/3-5・嘉承2(1107)/正/3

17	続群書類従第1輯下・神祇部、神道大系神宮編三	虫損あり、巻首に目録「公卿敕使／康和五 長治元二 天仁二 天仁三／天永四 永久二五六〈御曆〉／石清水臨時祭舞人／寛治二〈時範記〉」（ただし刊本も石清水臨時祭舞人部類記（寛治二）脱）、神道大系底本と同じく長治2/8/13条を同元/12/16条の前に記す（続群本は編年順）、刊本と同じく天仁2/3/8条年記・干支は別行、神道大系底本と同じく天仁2/3/8条末尾「敕使宗通」（続群本は「勅使權中納言也」）、刊本と同じく天仁3/2/2条年記・干支は別行で「〈天永元年也〉」と註記、神道大系底本と同じく天永元/12/7条年記・干支は別行で「天仁三年〈庚寅 天永元年也〉」と改元前年号で表記、刊本と同じく天永4/ 閏3/16条年記・干支は別行、刊本と同じく永久2/正/27条年記・干支は別行、刊本と同じく永久5/3/15条年記・干支は別行、続群本・神道大系底本と同じく元永元/4/9条年記・干支は別行で「永久六年〈戊戌 元永元年也〉」と改元前年号で表記
41	思文閣出版刊玉藁	枠外虫損あり、校訂・イ本校訂あり、巻首1行空白、正/1条脱字は刊本より少し多い、正/11条・同裏書半丁分を重複筆写（刊本も「行尤不足言之、不能左右（この間脱）以左手取揚闕官」重複）、正/17条裏書「云」は刊本になし

<p>癸</p>	<p>25</p>	<p>日次記目録 癸廿五／公卿敕使／御神寶御覽事〈康和五年〉／伊勢敕使更〈長治元年〉／敦宗依仰書宣命事〈天仁二年〉</p>	<p>※巻首目録に「公卿敕使／康和五 長治元二天仁二 天仁三／天永四 永久二五六〈御曆〉／石清水臨時祭舞人／寛治二〈時範記〉」</p>	<p>康和以來公卿勅使記：殿曆から公卿勅使進發記事を抄出</p>	<p>康和5(1103)/9/6・長治元(1104)/12/16・2(1105)/8/13・天仁2(1109)/3/8・3(1110)/2/2・天永元(1110)/12/7・4(1113)/閏3/16・永久2(1114)/正/27・11/5・5(1117)/3/15・元永元(1118)/4/9</p>
<p>癸</p>	<p>26</p>	<p>日次記目録 癸廿六／小兒戴餅／一月小兒戴餅事／院拜禮更〈詳也〉／拜禮時突左右膝次第事／笏當鼻程事〈付〉呼志木尹更〈志字長木尹／兩字短〉／笏挿右尻下事／箸七次第〈付〉左右足前後更／四月上皇御幸七条院事／七月白馬節會更〈詳記〉／節會止位記事／九月法勝寺修正御幸更／除目外國尻付事</p>		<p>玉藁</p>	<p>承元4(1210)/正/1-17</p>

18	歴代残闕日記巻15、続群書類従第4輯上・帝王部	校訂・イ本校訂あり、朝覲行幸部類（辛14・癸27）末尾に付属する「御贈物事」、破損部は歴代残闕日記とほぼ一致、歴代残闕日記に欠く仁安2/正/28条末尾「請取之」あり、歴代残闕日記に欠く安元元/正/4条本文末尾有「緒」不入袋・同追記筆鬼丸割書「(4~5字欠) 親王被造筈也、号鬼丸、御」あり、治承2/正/4条年記を「三年」と誤る
----	-------------------------	---

冊子本体が記す書名ないしそれに類する情報を「本体の書名等」欄に掲げた。
儀式等の別記なのかを示した。

各日の冒頭と末尾を中心に記事の異同を指摘したが、ごく軽微なものは省略した。

<p>癸 27</p>	<p>日次記目録 癸廿七／ 行幸記／寛和二年行幸 圓融寺／正暦元年幸圓 融寺／同三年幸東三條 院／治安三年幸太后御 政所／寛治二年幸院／ 同三年幸院／康和元年 幸院／長治二年幸院／ 天仁元年幸院／永久元 年幸院／天治元年幸 院／長承三年幸院／康 治二年幸院／永暦元年 幸院／應保元年幸院／ 長寛元年幸院／永萬元 年幸院／仁安二年幸 院／同三年幸院／長寛 二年幸院／仁安二年幸 院／永安四年幸院／安 元元年幸院／同二年幸 院／建久八年幸院／正 治元年幸院／建仁元年 幸院／建久二年幸院／ 承元元年幸院／天仁元 年幸院／永久元年幸 院／保安元年幸院／天 治元年幸院／保元三年 幸美福門院／長寛二年 幸院／同三年幸院／壽 永二年幸院／建仁元年 幸院／天治元年幸院／ 天仁元年幸院／保安元 年幸院／仁安二年幸 院／嘉應元年幸院／安 元元年幸院／治承三年 幸院／同三年幸院</p>		<p>行幸院御贈物事： 小右記・中右記・ 大記（為房卿 記）・堀川左記 （水左記）・江記・ 永昌記（為隆卿 記）・師時卿記 （長秋記）・外記日 記・師元記・八中 記・平信記（兵範 記）・三黄記（三 長記？）・忠業 記・雅有卿記・新 記・忠枝記（愚枝 記）・新記・祥 記・山槐記などか ら行幸時の贈物記 事を抄出</p>	<p>寛和2(986)/12/20・正暦 元(永祚2)(990)/正/11・ 3(992)/4/27・治安3 (1023)/正/2・寛治2 (1088)/正/19・3(1089)/ 正/11・康和元(承德3) (1099)/正/3・長治2 (1105)/正/5・天仁元 (1108)/12/19-20・永久元 (天永4)(1113)/正/8・保 安元(元永3)(1120)/2/2・ 天治元(保安5)(1124)/ 正/5・長承3(1134)/正/5・ 康治2(1143)/正/3・保元3 (1158)/正/10・永暦元 (1160)/10/10・応保元(永 暦2)(1161)/正/27・長寛 元(応保3)(1163)/正/2・ 2(1164)/正/26・3(永万 元)(1165)/正/2・仁安2 (1167)/正/20・28・3 (1168)/8/4・嘉応元 (1169)/正/23・承安4 (1174)/正/11・安元元 (1175)/正/4・2(1176)/ 正/3・治承2(1178)/正/4・ 3(1179)/正/2・寿永2 (1183)/2/21・建久8 (1197)/4/22・正治元 (1199)/11/27・建仁元 (1201)/正/23・2(1202)/ 正/19・承元元(1207)/正/2</p>
-------------	---	--	---	--

- ・「日次記」各冊子の題箋には箱名と冊子番号しか記されないので、目録が記す書名を「日次記目録による書名」欄に、
- ・「日記名と内容」欄には冊子に収録された日記の一般的呼称を掲げ、収録部分が日次記やその抄出なのか、あるいは
- ・冊子に収録された部分の日記を取める刊本名を「刊本」欄に示した。
- ・「摘要」欄には日記本文や料紙に関わる情報などを取めた。ただし、誤脱については数が多すぎて網羅が困難なので、
- ・各欄の引用・翻刻部分の〈 〉は細字（小字）・割書、／は改行を示す。